

しかし、今日全国の開拓者が最も心配しておりますことは、開拓行政が一般農政に移行されることによって、われわれの開拓農業と農民がその中に埋没し、いつの間にか消し去られるのではないか。すなわち、あとで申し上げまするいろいろの問題点が未解決のまま放置され一般農政の中では解決されないのでないか。受け入れ側の一般農政の機構や制度や人の中において、われわれ開拓農業や農民の長所、短所にわたる特性が十分理解され、消化されていくであろうか、このようない不安であります。

われわれ開拓者は、入植以来、幾多の苦難や試練を乗り越えまして、今日全國にわたって十万戸余りが主として酪農、畜産、果樹、養蚕、野菜等畑作部門において、大部分が專業農家を目指してがんばっております。一般農家に比して多額の負債、道・水路等整備のおくれ、その他畜農、生活環境の劣悪等、不利な条件はあります、われわれ開拓者の営農意欲と努力の上にこれらの諸条件の不備を解消し、さらに積極的な金融その他の諸施策のよろしきを得るならば、十分開拓農業の特徴を生かし、わが國農業の中核として今までの成果を維持することはもちろん、さらに発展の道を進むことができるものと確信しております。

つきましては、以上の観点から、今回の開拓融資保証法の廃止に関する法律案の御審議にあたら

れましては、単にこの法律によって開拓融資保証

法と農業信用保証保険制度との統合による諸問題

の解決のみならず、開拓連合会再編整理事業の円滑完全な実施、開拓道路、飲食用水等補修事業の追加実施等による環境、基盤整備等、戦後開拓政策の收拾策の円滑かつ完全な処理につきましても格別の御配慮をお願いする次第であります。

なお、戦後の開拓行政は近くその終幕を告げるこ

とになりますが、私は、戦後長きにわたる開拓農民としての体験、及び現下の農業諸情勢の容易ならざる実情よりして、この際、政府が新しい農地政策特に、專業農家として生き抜こうとする農民の農用地防衛対策と經營規模の拡大策につ

いて積極的な施策を進められるよう、当委員会にますことは、開拓行政が一般農政に移行されることによって、われわれの開拓農業と農民がその中に埋没し、いつの間にか消し去られるのではないか。すなわち、あとで申し上げまするいろいろの問題点が未解決のまま放置され一般農政の中では解決されないのでないか。受け入れ側の一般農政の機構や制度や人の中において、われわれ開拓農業や農民の長所、短所にわたる特性が十分理解され、消化されていくであろうか、このようない不安であります。

われわれ開拓者は、入植以来、幾多の苦難や試

練を乗り越えまして、今日全國にわたって十万戸

余りが主として酪農、畜産、果樹、養蚕、野菜等

畑作部門において、大部分が專業農家を目指して

がんばっております。一般農家に比して多額の負

債、道・水路等整備のおくれ、その他畜農、生活

環境の劣悪等、不利な条件はあります、われわれ

開拓者の営農意欲と努力の上にこれらの諸条件

の不備を解消し、さらに積極的な金融その他の諸

施策のよろしきを得るならば、十分開拓農業の特

徴を生かし、わが國農業の中核として今までの

成果を維持することはもちろん、さらに発展の道

を進むことができるものと確信しております。

つきましては、以上の観点から、今回の開拓融

資保証法の廃止に関する法律案の御審議にあたら

れましては、単にこの法律によって開拓融資保証

法と農業信用保証保険制度との統合による諸問題

の解決のみならず、開拓連合会再編整理事業の円

滑完全な実施、開拓道路、飲食用水等補修事業の

追加実施等による環境、基盤整備等、戦後開拓政

策の收拾策の円滑かつ完全な処理につきましても

格別の御配慮をお願いする次第であります。

なお、戦後の開拓行政は近くその終幕を告げるこ

とになりますが、私は、戦後長きにわたる開拓農

民としての体験、及び現下の農業諸情勢の容易

ならざる実情よりして、この際、政府が新しい農

地政策特に、專業農家として生き抜こうとする農

民の農用地防衛対策と經營規模の拡大策につ

いて積極的な施策を進められるよう、当委員会に申します。

以下、簡単に個別の問題点につき意見と要望を申し上げます。

第一には、開拓融資保証制度と農業信用保証保険制度との統合についての問題であります。現在の開拓融資保証制度は、その発足以來、開拓普農の進展及び実態に即して行きわめて有利に機能し、運営され、特に開拓者の短期資金導入の円滑を期する上に絶対必要なものとして、戦後の多くの開拓施設の中でも非常に開拓者に歓迎されるるもの一つであります。一方、開拓農家の資金需要は大口化し保証残高が増大する他面、開拓農協組織は次第に整備されるに伴い、現在の保証制度の機能も現在のままで十分機能し得なくなることも見込まれますので、この制度の取り扱いについては種々論議のあつたところであります。

私たちとしては、従来の開拓保証制度が果たしてきた役割り、開拓農家の拡大する大口資金需要に対応する体制の必要性を十分勘案し、現在の保証制度の機能が統合後においても十分生かされることを前提とし、統合に伴う開拓者側の需要が実現するという見通しに立つて、原則として統合に特に配慮し、原則として承継時の職員全員を引き継ぐこととし、その処遇について既存の職員と十分対応できる措置を講じていただくよう要望するものであります。

そのため、

一、一般保証制度への統合後においても短期経営資金に対する保証の円滑化が引き続き確保されることはもちろん、中長期資金については今後近代化資金を利用することとなるが、この場合においても、残る開拓農協組織への原資は、従来どおり農林中金より受けられるよう措置していただきたい。

二、開拓農家は、多額の資金を必要とする選択

的拡大部門における專業大型經營を志向する農家であるので、これに対応する保証限度を設定する

こと。

三、農林中央金庫が提供することとなる原資の金利は、現行同様の特別金利体系を継続して適用するよう措置すること。

四、一般保証制度との統合後ににおける融資が引き続き開拓農家の実態に即して行なわれるよう、農業信用保険協会、県農業信用基金協会に相当数の開拓関係役員を参加させる等のことを特に留意すること。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保険協会理事長の

齊藤でございます。開拓融資保証法の廃止に関す

る法律案の国会審議にあたりまして、委員長の御

指名に従いまして、参考人として意見を申し上

げ、御参考に供したいと存じます。

まず、この機会に、はなはだ失礼でございます

が、諸先生に厚く御礼を申し上げたいと存じま

す。

当委員会におかれましては、かねて、農業信用

保証保険団体はもとより、系統農業団体の要望い

たしておりました農業近代化資金助成法及び農業

信用保証保険法の一部改正法案を去る四月二十五

日全会一致で可決されましたことにつきまして

は、会員団体にかかりまして、この席をかりて厚

く御礼を申し上げる次第でござります。

今回、政府においては、農業信用保証保険制度に

改正法案の提案との関連を考慮して、開拓行政の

一般農政への移行の一環として、開拓融資保証制

度を廃止し、その業務を農業信用保証保険制度に

統合することとして、開拓融資保証法の廃止に關

する法律案を提案されたと伺っております。

農業信用保証保険制度につきましては、諸先生

には私から御説明するまでもなく御了承のことと

存じますが、昭和三十六年、農業近代化資金助成

法の制定とともに発足し、その融資の円滑化をは

かるため農業信用基金協会による債務保証制度が

はかることとしているが、開拓者の権利を確立し、かつ土地ブームによる乱開拓から開拓地を守るためにも、登記未済の売り渡し済み農地の登記について強力な促進措置を講ずることに

三、現在実施中の開拓連合会再編整理事業につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保険協会理事長の

齊藤でございます。開拓融資保証法の廃止に関す

る法律案の国会審議にあたりまして、委員長の御

指名に従いまして、参考人として意見を申し上

げ、御参考に供したいと存じます。

まず、この機会に、はなはだ失礼でございます

が、諸先生に厚く御礼を申し上げたいと存じま

す。

当委員会におかれましては、かねて、農業信用

保証保険団体はもとより、系統農業団体の要望い

たしておりました農業近代化資金助成法及び農業

信用保証保険法の一部改正法案を去る四月二十五

日全会一致で可決されましたことにつきまして

は、会員団体にかかりまして、この席をかりて厚

く御礼を申し上げる次第でござります。

今回、政府においては、農業信用保証保険制度に

改正法案の提案との関連を考慮して、開拓行政の

一般農政への移行の一環として、開拓融資保証制

度を廃止し、その業務を農業信用保証保険制度に

統合することとして、開拓融資保証法の廃止に關

する法律案を提案されたと伺っております。

農業信用保証保険制度につきましては、諸先生

には私から御説明するまでもなく御了承のことと

存じますが、昭和三十六年、農業近代化資金助成

法の制定とともに発足し、その融資の円滑化をは

かるため農業信用基金協会による債務保証制度が

はかることとしているが、開拓者の権利を確立し、かつ土地ブームによる乱開拓から開拓地を守るためにも、登記未済の売り渡し済み農地の登記について強力な促進措置を講ずることに

三、現在実施中の開拓連合会再編整理事業につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

○佐々木委員長 次に、齊藤参考人にお願いいた

します。

○齊藤参考人 私は、農業信用保証保険制度につ

いては、十分な指導及び助成措置を講ずることに

より、その円滑かつ完全な実施をはかるとともに

に、その育成についても格別の御配慮を願いたい

い。

以上でござります。よろしくお願ひいたしま

す。(拍手)

設けられ、その後、昭和四十一年に信用補完機能の一部を農林省より、もう二つは農業信用基立協会

の債務保証等を保険するため、農業信用保険協会による信用保険制度が設けられて今日に至っています。

発足以来、農家の根強い資金需要にこたえて、農業近代化資金の融資も順調に伸び、農業信用保証制度も広く活用を見るに至つておりまして、今日では農業近代化資金の融資の約六割が保証制度を活用し、そのうち七割が保険に付されておりまして、私どもは經營の近代化に寄与してまいりたものと確信いたしております。どうぞ、

この間 農業近代化資金制度及び農業信用保証制度も逐次その内容と運用の改善がはかられ、両制度の利用も急速に普及を見てきましたが、今回、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保險法の一部を改正する法律案が国会に提出され、本委員会において可決されましたことは、最近における農業者等の資金需要の動向に即応し、かつ、農協系統資金の一そな活用に資する意味から、より多くへと農業生産を拡大するの面用意いた

におきまして農業信用保証保険制度の画期的な改正であると考えるものでござります。私どもは一日も早く本法案が成立、施行されることを衷心より希望してやまないとこでござります。

この農業信用保証保険法の改正が成立、実施されました暁には、これまで保険対象は農業近代化

べく種々の施策を講ぜられてきたところでもあります。

たしてきた機能は大きなものがあると思うのであります。今回、農業信用保証会の改定の機会に、開拓農家の農業経営に必要な資金の融通を

業信用保証保険制度を統合することとし、これに関する法案が提案されましたことは、開拓農家の農業経営の発展のため必要な融資保証措置であるばかりでなく、農業信用保証保険制度の活用強化という見地からも、私どもはその趣旨に賛意を表する次第でござります。

私たゞ、本邦農業の成りは乍ら、北方開拓融資保証協会と農業信用基金協会、中央開拓融資保証協会と農業信用保険協会との間に権利義務の承継が円滑に行なわれ、開拓農家に対しこれまで同様信用保証保険制度が十分な機能を果たすことを期待するものであります。が、この機会に統合に伴う二、三の事柄について意見を申し述べたいと思います。

今回 農業信用保証制度の改正によりまして、農業設備資金、運転資金も保険の対象とななり、農業信用基金協会の保証能力の拡大が可能となりたのであり、また、この改正を機に一級保証者の保証限度が大幅に引き上げられ、一そろ保証制度は強化されることになるわけでございまして。

また、従来、農林中央金庫の開拓団体に於ける融資についても、運転資金等の融資については、融資保険の道も可能となると思われますので、いざなにしましても、開拓農家に対する融資の円滑化には、統合の措置によつて何らの支障は生じないものと考へております。また、統合後、開拓農家に対する融資保証措置が不実とならないよう、保証料の減免のための措置として、融資資金の

交付 地方保険協会の統合前の整理による基金の減少を防ぐための出資補助等の予算措置が講ぜられており、この点からも統合に対し十分な用意が

なされて いると思われるの であります。

制度の統合に伴い権利義務の承継に際しましては、見二字(ミシニ)開石農家二村十郎(吉貴)等つべ

私は不満です。男爵農業士官の資格林業の不良債権については、引き継ぎ時までにできる限り整理する方針のように承っておりますが、この点、農林省、都道府県の格別の御指導のもとに適切に

処理されることを希望いたす、次第でござります。
また、開拓融資保証業務の引き継ぎにつきましては、基金協会、保険協会とも同様の業務を行なっておりますので、開拓農家に対する融資保証業務の円滑な継続実施ができると確信いたしておりますが、両制度の統合にあたり、開拓保証業務の円滑な遂行のため、これまで従事しておりましまつておらず、この点につき御理解を賜りますようお願い申し上げます。

要人員を引き継ぐことも必要と存じます。しかし、この点に関しましては地方協会ごとにそれぞれ事情が異なっていることもありますので、各都道府県の実態に応じ、都道府県及び関係団体の十分な協議の上、それぞれの協会ごとに最も適切な措置を講ずるよう指導されることを希望するものでございます。中央保証協会の職員についても同様でございます。

機でありまして、行政厅及び中央保証協会と十分協議し、保証、保険業務の継続実施に万全な態勢を整え、また、保証金の返済も確実に実現する所存であります。よろしくお取引の際は、ご理解賜りますようお願い申します。

ことと居りますか。今後、田の方針に従って農業信用基金協会、農業信用保険協会がその業務を承継実施してまいりますにつきましては、開拓農家に対する保証、保険制度が真に活用され、融資が一そく円滑に行なわれ、これによつて開拓農家の経営の発展がはかられますよう、今後とも特段の御援助をお願いいたしまして、私の意見を終わりたいと存じます。

○佐々木委員長 以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。
どうもありがとうございました。(拍手)

○佐々木委員長 参考人に対する質疑の申し出が

ありますので、順次これを許します。安田貴六

○安田委員 私は、今回審議中でございまするところの開拓融資保証法の廃止に関する法律案に関連いたしまして、全日本開拓者連盟委員長の皆野氏、

並びに農業信用保険協会理事長の齋藤氏、いざれもただいま適切な意見の御開陳を賜わりまして、今回のこの法律案の審議にきわめて有意義な意見を御提供いただきましたことを深く感謝を申し上げたいと存する次第でござります。

そこで、私はまず皆野委員長に二、三お伺いをいたしたいと存するのであります。が、開拓行政は我が國の農業生産の発展に大いに貢献してござ

戦後今日まで二十数年間にわたりておこなわれてまいりました。わが国における人口政策あるいはまた食糧政策、あるいはまた、ある意味におきましては、戦後における引き揚げ者等の援護の目的と社会政策的な意味をも含め、また最近になりましては、わが国の農業振興政策というような観点から今日まで続けられてまいつたのであります。私は、こういう過程の中で一番御苦労をなされたのによつて、いつもお口占者として申させて戴きました。

のには、いわゆる開拓者として非常に立派条件の悪い
い地帯に入植をされて、そして嘗々として今日ま
で農業に従事され、あるいはまた、途中で離農さ
れた方もありますが、その定着率は、大体、農林
省の資料によると、四〇%ちょっととこえておる。
こういう状態でありますから、私は、この開拓行

政にあたるしなじむが半
ものに対する意見等もたくさんあると思ひます
が、これを總じて、敗戦後におけるわが国の政策
としては、非常に問題は残しましたけれども、今
日になりますと、大体私はその成果をある程度
評価をしてよろしい政策ではなかつたかと、こう
考へておるのでありますと、問題は、開拓行政が
一般農政に移行するといふ現段階に至りました。

これからのお開拓農家を一体どうしてやるのだと、うことが基本だと私は思うのであります。現在の一般農家と開拓農家を見ると、いずれも、農家に

よつては若干の相違はありましょうけれども、總じて言うと、開拓農家のほうがまだ所得は低い。

經濟基盤に弱い。こうしたことが一口に言へて言
われるわけであります。したがつて、この一般農
政に移行する段階におけるこれからの開拓農家の
方々に対しまして、この段階においては後顧の憂
いのないような万全の処置を政府においてもする
必要がある。また、団体においてもする必要があ
る。また、いまいろいろと御意見の開陳がありま
した。いわゆるこの受け入れ側でありまする農業
信用保険協会側、要するに一般農家の保証業務を
扱つておる機関、あるいはまた、いまなくなろう
とするところの開拓融資保証協会側の立場から見
た十分な処置、こういう点についてきめのこまか
い処置を講ずることが一番肝要だと思うのでありま
すが、私は、そういう中で第一点といたしまし
ては、なお今後も、開拓者がいわゆる一般農家に
移行をいたしましても、歴史的に開拓農家といふ
ものがなくなるわけではないのでありますと、依然
として存続するわけであります。したがつて、
いま開拓農協については、一般農協に対する合併
というようないわゆる問題が現地において進められており
ますが、しかし、北海道の例をとりますと、大体
北海道には開拓農協が二百三十あつたのですが、
現在なお二十一の組合が残つておるわけであります
し、これが三千戸の組合員を持つておるわけで
あります。こうしなお今後も存続を余儀なくさ
れておるような開拓農協に対する対策といいます
か、配慮といいますか、これがやはり私は全日本
開拓者連盟といたしましてもたいへん重大な問題
だと思うのです。

おなづらすると、この開拓農協としての名前は変わらぬが、もしませんが、実質的に開拓農協は幾つか私はこれはどちらともしばらくの間は残るのだらうと思うのです。一般農協にも入らない、そういう形のものも残るのではないかと思うのですが、こうしたものに對して、どういう形で中央または府県段階において今後特に、一口に言うと、めんどくさを見るような機関といふものを残していくこととしておるのか、そういう点に対する考え方を第一点としてお伺いいたしておきたいと思う。そぞうないと、従来の開拓農協というのは、大体財務事務情も悪い、それから立地条件も悪い、したがつて、私はこういうことはあまり言いたくないのですが、一般農協の場合でも合併をあまり好まない、受け入れ側が好まない、そういう開拓農協もあるわけです。あるいはまた、開拓農協の立場から言うと、別な事情で一般農協に入ることを好まない、こういうものもあるのであります。そういう事情を御考慮いただきまして、これからこの開拓農協というものが残つておる間の中央段階、道段階あるいは府県段階におけるいわゆる指導体制、そういうものが私は必要だと思ひのですが、そういうものに對してどうふうな考え方を持つておるかという点をまず第一点としてお伺いいたしたい。

それから第二点としては、開拓農家の負債整理の問題であります。

これはすでに政府におきましたが、四十五年、四十六年、それぞれ制度資金に対しても制度資金なり、またプロペー資金に対してはプロペー資金なり自創資金等を活用して相当の整理が進められておることは、私も承知をいたしておりますのであります。しかし、私はこのプロペー資金の面について、われわれにその整理の必要性を強く強調し、要請されておるわけあります。したがつて、これは全国的にもそうではないかと思いますが、北海道

の場合におきましては、もちろん、きらしておるのであります。こういふよろな、四十五年、四十六年と実施せられた開拓農家の負債整理のあと、なかなか未整理になつておる固定化負債、あるいは農林中金の資金についても同様な問題が残つておるといふことは思ひうのです。そういうようなものを今後早急に整理をしてやるといふことが必要だと思ひました連盟として、どういう姿勢で臨もうとするのか、これを第二点としてお伺いいたしたいと思うのであります。

それから第三点としては、この地方開拓融資保証協会の基金が現在非常に欠損をいたしておりますところが多いと思います。というのは、これは代位弁済等によつてすでに基金を相当食い込み、なしくずしになくなしてしまつておる、特に北海道等におきまして、そもそも、いふやうな例が明確になつておるのであります。時間が関係からこれを詳しく申し上げませんが、こういうものに対して、北海道の場合は、道のほうにこの欠損分の既存基金といふものを固定してもらいたいということを道に対してもいま要請をいたしております。四十九年度の予算で何とかしてくれぬかといつておる。ところが、これは私は單に都道府県の開拓融資保証協会と都道府県との関係において解決すべきものだけとは考えておらないのです。やはりこれは中央の融資保証協会の立場、あるいは農林省、吾いかえれば國の立場、そういう立場において行き届いた手当てをやる、こういうことが完全に果たされなければ、先ほど齊藤理事長からはきわめて確信に満ちた、自信に満ちた、移行後の円滑なる運営についての御意見の開陳がありましたが、私はその御決意に対しては敬意を表しますけれども、事実問題としては、こういう問題の解決を十分にしておかなければ、開拓農家の保証業務といふものは、農業信用基金協会のほうに移行いたしました後におきましてもうまくいかないような結果

になります。こういう面に対しても、やはり國があるいは中央のいわゆる保証協会、そういう面から相当の配慮、手当をして、それでなおかつ不足なものについては都道府県の協力を求める、私はこういふ姿勢が必要ではないかと思うのであります。こういう面について、どういう考え方を立つてこれから対処しようとするのか。これは私どもの立場からいえば、政府に対しても申し上げたいことであり、また中央開拓融資保証協会のほうにも申し上げたいことがあります。きよらは参考人としては菅野委員長と齋藤理事長のお二人でござりますから、したがつて菅野委員長にこの点をお尋ねいたします。開拓者のほんとうの親身になつたお世話役としての開拓者連盟に有終の美を飾つてもらいたい、こういう意味で申し上げるわけでありまして、この三点について御質問申し上げたいと思います。

時間がないようではありますから、私は最後に齋藤理事長さんに一点だけお伺い申し上げておきたいたいと思います。

いまの御意見の中では、開拓者農家がこれから農業信用基金協会に移行いたしました後も、信用保険協会の立場からいえば、あらゆる面において十分な配慮をするという力強い御意見でございまして、私も安心いたしておるわけであります。が、ただ、先ほども申し上げましたように、開拓農家はやはり弱いのであります。一般農家に比較いたしますると非常に弱い、そういうような実態にありますので、こういう面に対して、特別な指導態度といいますか、指導の姿勢を、農業信用保険協会の立場、農林省の立場、そういうところから府県段階、市町村段階あるいは開拓農家段階にまで徹底的に明確にして、この方針を各農家に示達しておいてもらう、それからまた、運営の立場からいふと、十分な手厚い保証業務の円滑なる

ですけれども、一応戦後専業農家として六〇%くらいは農業専門でやつておる。県内全部と申し上げますと、会津のほうとか中通りとか、いろいろ形態は違いますけれども、入植地の立地条件としては私のところはいいほうではないかと思つております。

○井上(泉)委員 菅野参考人のところは、ほんとうにお話のとおり、私は開拓農家としては全く恵まれたところだと思います。そこで四百戸が三百戸ということになっておるわけですから、つまり三〇名ほどくらいの離農者であったが、全国的に見れば定着率四〇%、こうしたことになつておるところから見ても、いかに開拓農家というものが苦しい状態の中で苦闘して農業を見放したかということを証明しておると思います。

る特別の法律、融資保証法を廃止をして一般保証、いわゆる農政へ移行するということは、何か開拓農民がもう恵まれてきたから、だからもうこれからは、資金需要もいろいろ変わってくるんだから、開拓融資の保証法をやめてそして新しい保証の中へ組み入れる、非常に開拓農家がよくなつたような評価を政府当局はしておるわけですけれども、全体的に見て決して開拓農家がよくなつておるといふようには理解できないわけでありますけれども、あなたが見られた全国の開拓農家の状態といふものは、政府が見ておるがごとくよくなつておるでしようか、どうでしようか。

○菅野参考人 よくなつておるか悪くなつておるませんけれども、他産業、特に農業以外の他産業の伸び度に比べて、開拓農業は、今日まで二十七、八年やつてしまりましたけれども、その速度は非常におそかつたのではないか。特に負債を相

当しょつておりますので、今後まだ長きにわたつてこれが重圧となつていく。それから、先ほど申し上げましたように蓄積がないということと、そういう意味では非常に苦しい状態がまだ続く、そういうふうに言えるかと思います。

○井上(衆議員) 参考人の言われるように、蓄積がないし、負債を多くかかえておるし、そして、参考人のところは比較的立地条件が恵まれておるけれども、全国的においては恵まれていないところが多いわけで、むしろこの際私は、開拓農民としては、融資法が——そういう特殊な農家でありますので、あるいはやはり法律の中でも一般法律の中へこれを移行するではなくして、開拓融資法という特別の法律を置いておいて、そうしてその開拓農民を守つていってやるのがほんとうにけることだと思うわけです。

そこで、参考人の意見の中にも、これはもうやむを得ず開拓融資法を廃止して新しいこの体制の中へ繰り入れるということについて賛成をした、つまり一〇〇%賛成をしてやられたのではない、こういうふうに御見解を述べられたわけですが、現実に離農者の負債というか、それをかかえておる開拓農協というのも相当あると思うわけですが、そういう点は全国的に、菅野参考人は、そういうふうに御見解を述べられたわけですが、つまり離農者の負債を開拓農協がかかるて持つておる、こういうところがあるかどうか、そういうことを承知をしておるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○菅野参考人 離農者の負債を開拓農協がかかえておるために、たとえは解散してもそれが実際に整理しきれないでおる、こういうような例が私たちの全国的な会合でもしばしば話は出るわけですが、さいますが、そういうものも含めて今回総点検をしようじゃないかといふような段階で、一応、制度としては、そういう離農者のものについてはもう取らない、償却する、こういうことでいたんですけども、実際はそうなつておらないといふのがしばしば出てくるわけです。そういうことと、そういうものも含めて今度総点検をしよう

いうことで、政府におかれてもそういうのを含めた点検をやる、こういうふうに承知しております。

○井上(鬼)委員 総点検をして、そういうようなものは現在残つておる開拓農民には負担がかかる知らない、そういうふうになるようにせねばならないと思うわけですが、開拓農家は融資の負債金額なんか是非常に大きい。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

これは制度融資等の負債金額が出ておるわけですけれども、町の一般金融機関から制度融資に乗つていない生活資金で、子供が結婚をするためとか、あるいは学校へ行くためだとか、あるいは病気とかというようなことで、この面に出ていない、いわゆる制度資金以外の借り入れ金といふものを開拓農家がかなり持つておると思うわけですけれども、さきに当委員会で聞くと、そういうふうな負債は持っていないと思います、こういう農林当局の答弁であったわけですが、委員長さんは、そういうふうな負債をみな持つておるということはない、こういうように推測ができるかどうか、承りたいと思います。

○菅野参考人 今回行なわれました負債整理で自創資金によつてそういうものは借りかえ措置ができたことになつておりますけれども、本人が申告しない問題、これは幾らかあると思いますけれども、大方は自創資金によつて借りかえ措置をしたことになつております。それから、これは二年にもなりますので、その後にさらにいろいろな不幸等によつていろいろそういう系統資金でないものを借りた者があるかと思います。そういう程度ではないかと思います。

○井上(鬼)委員 菅野参考人は非常にはきはきとした御意見をお持ちになつておられる方であります、この際開拓者の農民の気持ちとしては、むしろ、いわゆるすくわ一本で未開の地へ乗り込み、そしてときには電灯のないところで非常に悪戦苦闘をされた農家の方であるわけだから、この辺こういふうな開拓農民を対象とした融資法が

廃止をされるなら、いつそのこと、思い切って現在開拓農民がかかるえておる借金はもうこの際開拓農家の経済基盤が安定するまで一切たな上げをしてもらいたい、こういうふうな気持ちというものがないんだろうかどうか。何かしら、一般農政の中へ移行されることによつて開拓農民の位が一級上がつたぐらいにお考えになつておるのじやないか。上がるつおればけつこうですけれども、制度だけ上がつて中身が上がつてなければ何にもならぬから、上がれば、ついでにもういままでの開拓農民に対する負債は棒引きをせよといふくらいの要求というものがあつても不都合ではないと思うわけですが、それについての御見解を承りたいと思います。

常に力が弱いのじゃないか、こういうふうに考
え、今度あたりのこういう開拓農民に対する特例
な立法措置というものが廃案になつて一般農政の
中へ移行するということ、ことばとしてはけつと
うなような表現ですけれども、実際の運用面においては私はこれから開拓農民としてはきびしいもの
のがありはしないか、そういう心配をするわけであります。

そこで齋藤参考人に、開拓融資法が廃止になつても、開拓農民に対しては従前とは何ら変わらないか
い、従前よりももっと大きい機構の中へやるんぢや
から、もつと潤沢にして、そうして低利な、場合
によつては利子も免除のできるような条件の中で
開拓農民に対して融資ができる得るような状態をつ
くるだけのお気持ちがあるかどうか、ひとつその
辺の見解を承つておきたいと思います。

○齋藤参考人 お答えいたします。

開拓農家に対する保証措置につきましては、今
回政府においても用意されておりますよろしく、経済
的には特別の軽減措置がとられておるわけであつ
ります。私はこういう経過措置が必要であろうとい
うふうに思つております。しかし、保証業務その
ものにつきましては、私どもの信用保証保険制度
というのは、本来小農民に対して、受信力が少
ない、担保力がないといふものに対して、十分その
農業經營がやれるという可能性がある場合にお
いては何とか資金援助をしたい、そのため、われ
われは機関保証といつておりますが、機関保証を
することによって融資の道をつけたい、こういふ
考え方を持つておるわけでございます。開拓農家
といわば、われわれの取り扱つておる一般農家に
つきましても、非常に零細な資金需要と、他方によ
おいて非常な大口化しつつある資金需要と、両面で
農業者に対しても、まさにいま申し上げました
ように、何とか必要な資金が融通できるようにな
る保証の使命を果たすべきである、こういうふうに考
えを念願いたしておりますし、まだ、開拓農家によ
つても先進的な經營をやつておられる農家も多々あ
ります。

あるわけであります。これら既存農家以上の
りっぱな経営をやつている方、十分の担保力をも
持っていない、しかも相当の資金を必要とする、
こういう農家もあるわけであります。これらに對
しては、担保力を補充して、この機関保証によつ
て資金の融通ができるようにしたい、こういうの
が私どもの方針でござります。したがいまして、
いまお話しになりましたような開拓農家におきま
しても、この保証制度の使命からいきますと、當

能な道が開かれるというふうに承知いたしておりますが、原則としては、農業信用保険協会に加入了した場合においては厚生年金に加入していただきなく、こういう措置以外にはなかなかと存じます。

○井上(衆)委員 終わります。

○佐々木委員長 中川利三郎君。

○中川(利)委員 開拓農政が一般農政に移行される、この最後の機会なわけありますが、ここで

して額にのぼって、相當大きな金額になつておる組合もあつたわけでござりますが、これは一応私たちの要望によつて、負債整理のときに、いわゆる無効投資扱いということで、ほんとうに使わなくて役に立たなかつたようなものとか、そういうものは消したことになつたのが相当あります。しかし、いろいろな関係でそれが無効投資に認定されなくて、まだ個人の負債に残つておるのがあるかと思います。そういうものだらうと思ひます。

ても、開拓農民に対しでは従前とは何ら変わらないといふ。従前よりももっと大きい機構の中やるなんだから、もっと潤沢にして、そうして低利な、場合によつては利子も免除のできるような条件の中で、開拓農民に対して融資ができる得るような状態をくるだけのお気持ちがあるかどうか、ひとつその辺の見解を承つておきたいと思います。

○鷹藤参考人 お答えいたします。

開拓農家に対する保証措置につきましては、今回政府においても用意されておりますように、経済的には特別の軽減措置がとられておるわけでもあります。私はこういう経過措置が必要であろうと

然十分カバーしていくものであるというように考えております。ただ私どものほうは融資というものが前提になります。融資機関のサイドと十分を置でございますので、融資機関のサイドと十分その点は協調しながらやつていくことになるうかと存じます。
いずれにいたしましても、零細な農家といえども、必要な資金需要に対し、信用補完措置によつて資金需要に円滑にこたえられるようになります。

先ほど来て言われてる一番の問題は、何といつても開拓農家の借金の問題であります。いま前の質問者が借金棒引きという問題を出したわけでありますが、一般的にどの借金も全部機械引きということではなくしに、たとえば開拓者資金の、つまり承継債務といいますか、かつて皆さん方に政府がセットにして機械を現物で、押しつけたといえども過ぎでありますから、そういう使えたない機械がいま負債の中で大きい比重を占めておる。これについては、大方の開拓農家の皆さん方は、当然こういうものは棒引きにすべきである、こういふ意見がたくさんあるわけであります。」

か、これについて非常に不条理なものですから、私たちには昔からその無効投資については免除しろ、こういうことを言って、一応原則的にはそういうことに政府もなっておりますけれども、実際問題として無効投資というものの判定とか判断、こういう関係もあるうかと思いますので、これがまだ負債として残つておるというのが実態だらうと思います。これについても、私たちは具体的に出てきますればその時点で政府と交渉する、こういうことになつておりますけれども、今度の負債のいわゆる点検運動の中にそういうものをもう一べん洗い直す、こういうことにならうかと思つて

うふうに思つております。しかし、保証業務そのものにつきましては、私どもの信用保証保險制度では、本来小農民に対して、受信力がちがい、担保力がないというものに対して、十分そなへて、農業經營がやれるという可能性がある場合において

ち切るわけでありますけれども、最後に農林年金の関係で、農業信用保険協会はこの農林年金には加入していない、関係ないでしよう。開拓融資の保証協会は農林年金に加入しているが、これはどういうふうに取り扱いをされるつもりであります

たがて、先ほど開拓連の委員長さんは、一般的に借金の棒引きは世論になり得ない、こうおっしゃいましたけれども、そういうたとえばかつて現物出資した使えない機械、こういうものは当然開拓の中でも一般的な世論になり得るものだ、そ

あります。
以上のことなりであります。

ては何か資金援助をしたい、そのため、われわれは機関保証といつておりますが、機関保証することによって融資の道をつけたい、こういふ考え方を持っておるわけでございます。開拓農家といふわざ、われわれの取り扱つておる一般農家は

か。そのことを最後にお尋ねしたい。
○齋藤参考人 お答えいたします。
お話しのとおり、農業信用保険協会は現在農林省に於ける年金には加入いたしておりません。厚生年金に加入いたしております。したがいまして、今後中央

ういう掛け引きの文句になり得るものだといふふうに私は考えるわけですね。こういうことについて借金の解消方式がいかにあるべきかということの関連の中であなたの御意見を伺いたいと思いま

ことが出来てしまひましたならば、セーかくのことで
つ御努力をいただきたいと思います。

つきまして、非常に零細な資金需要と、他方において非常な大口化しつつある資金需要と、両方にござります。それらに対しまして、下層の農業者に対しては、まさにいまも申上げましても、何とか必要な資金が融通できるようになら

に開拓保護協会の職員が保護協会に引き継がれました場合においては、農林年金ではなくて厚生年金にならぬよう、そういう措置を講じますか、
○井上(鬼)委員 それによつて、その差別が、根柢にならないよう、そういう措置を講じますか、

○ 豊野参考人 貸借の中の、私たちでいうれば過去の無効投資のことだらうと思いますので、その点、いままでやつてきたことを申し上げます。

の農協に加入する。まあ、いざとなつてあらうとも、おまえのところは借金が多いからどうも農協には入れられない。こういうことで農協へはいれないといふ、そういう悩みが田舎でいるわけですね。そういうことでありますとゆ

関保証の使命を果たすべきである。こういうことを念願いたしておりますし、また、開拓農家によつてこつと進んで垦荒をつづけるうつる農家の方々

○齋藤参考人 お答えをいたします。
本人が騰荒して農林手金に入るといふことはない

か、非常に実用にならないような、古くて当時としては役に立たなかつたものが非常にあつたわけです。これが負債整理をするまで開拓者の負債と

ほしい問題だと思います。そういう実態があるということについて御存じかどうか、また、どうしてならないのか、指導の面を含めてひとつ御見解を

承りたいと思います。

○菅野参考人 負債整理のときにはみ出された大型負債者が大方であるということでございますが、特に北海道、東北ではそういうケースが多いわけでございます。先ほど申し上げました負債整理のときにこれは基準からはずれた大型の開拓者でございます。そのため、解散はしても一般農協で受け入れない、こういう例が特に北海道、東北にはあります。これは私たち承知しております。

現在まで数回、その方たちにも、特に東北については上京していただきて、いろいろ御協力申し上げたのですけれども、今回やはりこれも一応組上に上げておりますので、債権者と開拓農協、それから県、こういう関係者が集まつてその具体的な対策をやろうということで、いま始めようという段階にあります。

そういうことで、実際問題としては、これは一千万、二千万という開拓者、どうしようもなかつたというが実態でございますので、それらはもういつでも私たち訴えられておりますけれども、現在まで解決はしなくて、未解決の問題になつてゐる。これはことしの私たちの運動方針の中でも大きく一項取り上げましてやつておりますので、何とかやりたいと考えておる次第でございます。

○中川(利)委員 いま開拓融資の保証制度の一般農政移行があつた具体的な現実のものになつてゐるわけですね。そうすると、一般農政に移行して、農協へ普通に入つて、いろいろな同じような待遇を受けるといましても、この方々がいまあなたおっしゃつたように取り残される存在になるといわけですね。これについて、あなたの御誠意ある御発言についてせつかくひとつ今後努力いただきたい、こういうことをお願いしておきます。

それから、開拓農政の負債、借金がなぜこんなに大きくなつたのか、こういうことを考えてみましたときに、つまり、酪農であれば多頭化ということで、政府なりそういう指導機関のしりたたきの中で、最初五頭あればいいとか、その次は十頭だと

か十五頭だと、際限のないようなかつこうで多

頭化を推進されてきた、その中で膨大な借金がつられしてきた。こういう経過があつて、いまでは付帯地そのものを売つて借金をどうにかしなければならない。こういう状態に追い込まれている開拓農家がたくさんあるわけですね。

そういうことについて、私はこの前もこの委員会で質問したわけですが、これは農家個々の経営のますさだと、あるいは自然的な、地理的な条件の悪さとか、そういうことによつてそうなつたのじやなくて、むしろやはり政府、指導機関のそつた重大な欠陥といいますか、施策の不備といいますか、そういうものに負うところが多いのではないか、こういうふうにも考えがるを得ないような感じがしてきましたわけですが、こういうことについてあなたの御見解はどうなんでしょうか。

○菅野参考人 大型負債をつかえておる開拓者は、御指摘のように、従来、農政の方向を忠実に、政府の推進によって多頭化飼育したとか、どちらかといえば開拓者の中では熱心にやつた開拓者が大きい負債をかかえた。しかもこれは特に言えることですが、開拓は炒作なものですから、非常に設備に金が必要、そういうことで、これは開拓政策といますが、農政全般の問題でありますので、これは私たちも言つておるのですが、一口ことばで、開拓は一生懸命やつた者ほど大きな借金をしているというのも、一面そのおりだと思ひますけれども、これについては、先ほど申し上げましたように、ケース・バイ・ケースで、一般農政の中に入つても、何らかじやまにされないような方法を特に政府はとつていただきたいといふことをお願いしておるわけでございます。またそのつもりで、先ほど申し上げましたように、大型の負債者については何らかの措置をこの機会にどうしてもやつてやらなければならぬ、こう考えておる次第でございます。

○中川(利)委員 いままづい状況の中で、せつかくの付帯地を何百町歩と売らねばならない、そ

ういうところへ追い込まれている開拓者がたくさんあるわけですね、自分の土地を売るということになりますと、いわゆる経営基盤の拡大そのものを自分でなくするということなわけでありまし

て、これは重大な問題だと思うのですね。そこで、その開拓農民の皆さん方の御意見を伺いますと、それを大資本や大商社のいまのゴルフ場なんかに売るんじやなくて、でき得れば政府に買っていただきたい、そして自分たちが自立經營で、経営が安定した際に再びそれを買い戻しうまく保証がどうしても必要なんだ、それでなければ、売れれば売られっぱなしといふことで非常に困る、何かの対策がないだろうか、ということを日々に私は聞いたわけであります

が、いまいろいろな商社が開拓農家の土地をねらっているという状況の中で、ただそういう大資本に売られた場合、開拓自体、そこの地域の酪農自体もう変なものになつていくわけでありますので、この点をどうしたらいのかということを私も頭を痛めているわけであります、ひとつその辺の御見解をお聞きしたいと思うのです。

○菅野参考人 これはほんとうに私たちも、土地を売られるという問題については、土地を守ろうとついたばかりかといえども、ひとつの頭を痛めているわけであります。これは、先ほど申し上げましたように、政府におかれて何か防衛策を具体的にとついたたかないと、どうにもならないのではないか。

一方、観光業者のはうの勧説ばかりでなく、町村財政とも非常にからんでおりまして、開拓地は特に過疎の問題があります。町村の財政上、やはり過疎対策としても、業者の誘致といふようなものからみまして、そういうときには開拓者が非常にねらわれやすいわけです。弱みがあるわけですから、開拓農政の負債、借金がなぜこんなに大きくなつたのか、こういうことを考えてみましたときに、つまり、酪農であれば多頭化ということで、政府なりそういう指導機関のしりたたきの中で、最初五頭あればいいとか、その次は十頭だと

れておる。私たちの中で営農を非常にまじめにやつておる者が非常に迷惑しております。これはいつもでも訴えられるのですけれども、まあ具体的にどうしようもないということで、政府のほうにお願いをしておるというような状況なわけでござります。

○中川(利)委員 おたくのほうの要望書といふのを見ましたら、先ほどあなたの説明にもありますように、開拓者に対する資金融通の円滑化と開拓地の基盤整備について、二つの問題がそれぞれ出されておりまして、今後そつちのほうへ移行いたしますても、これこれ、これこれといふいろいろんな項目についての施策は不可欠の要件であるからぜひこれをやつてほしい、こういふ御要望が先ほどの御説明にもあつたわけですね。これに対して、保険協会の理事長さんから、それについてはこうするといふような意味の話がまたあつたわけですね。結論的に、いまそういうものに移行しても一つも障害がないんだという理事長さんの御発言もあつたわけです。開拓連盟の委員長さんといつしまして、この不可欠の要件が、先ほどの理事長の御発言の中で満足すべきものといふように理解しているのか、いまああさつてにこの法案が通るとこれだけ残されるわけですから、そちら辺を含めてあなたの御見解をひとつお聞きしたいと思うのです。

○菅野参考人 先ほど申し上げましたように、この付帯条項が通らなかつた場合には、実は開拓者、私たちの中では、この法律ができましても無効に近いものではないか、このくらいに考えておられますけれども、付帯条項はぜひ全部通していただきたい、こういうふうにお願いする次第でございます。これは一つが欠けても現実に非常に不安が目次前にありますので、その点については合併、解散そのものに私たちは非常に心配になるわけでございますので、どちらかといえば、付帯条項を政府がやつていただきことを条件にといいますか、そういうことで私たちは賛成するといふような重

けです

それから百五十三ですか、これは一応想定でありますけれども、これはことし、来年と、あと二

年くらいまだ流動的でございますので、私たちが想像いたしますと、おそらく単協の数はもつと多

くなるでしょう。ただ実数につきましては、一応個々の開拓者につきましてはあまり毫わなくて

も、開拓草協というのは、三十戸のもありますし

二百戸くらいのもありますし、そういうことで私たちとらえておるわけでござりますけれども、いつの間にか

わゆる開拓農協というのは、あと一年たちまして
も百五十三よりはもっと多くなるのではないか、

こういうように考えております。ただ、流動的でありますので、現在はまだまだたくさんあるわ

けでいいかもいますが、どんどん小さい単協が解散していく、というような状況でいる、ます。

○瀬野委員 菅野参考人のおっしゃることはよく
つかるのですが、現在流通内規のつらつらと

これがその「うが」が現在演説的たが白字」と多くなるであろう、百五十五と政府は一応目標を立てて

おられますけれども、もつと多くなるとおつしやるけれども、大きづばには大体どのくらいに見てお

られますか。数字が言えなければけつこうですけれども、大体どの程度ぐらいにはなるだろうと

いうことをあしここで述べていただければおつしやつていただくよろこお願ひしたハのです。

○菅野参考人 大体二百組合くらいになるだろう

と私たちは考えております。

ざいますけれども、冒頭菅野参考人からも陳述がございましたが、なるほど、四十八年度以降の残

事業として政府は約百三十六億円、飲料用水で三十一億円、計百六十七億円を見込んでおりますけ

れども、五十年度までに完了すべく五ヵ年計画が立てられておりますが、開拓團のほうではこの

開拓道路の整備についてはたいへんな問題として

いろいろ要請もなされております。われわれも現地を見、また事実この道路問題が開拓にとつては

もうたいへん重要なことは言うまでもありませ
ん。そこで、おそらく五十年度までにはこれらの

開拓連盟が要望しておられるような道路
むずかしい、こういうふうに思つており
府にも先般質問したおりには、その時点
ろいろ検討する、こういうようなこと
あつたわけですが、実際開拓連盟のほう
ると考えておられるのは、七百数十カ所
に及ぶ、こういうふうにおつしやるので
林省関係は小団地等を入れていないので
か、団体側としては小団地なんかを入れ
らこういうふうに差があるといふうにして
しておるのですけれども、その点の内
て、そしてまた、五ヵ年計画で終わらな
場合にはぜひこれは将来ともやっていかれ
ぬと思いますけれども、その点のお考え
にひとつお答えいただきたいと思います
○菅野参考人 四十六年から政府が補修工
事でたしか二百八十億前後だつたと思いま
れはあと二ヵ年で終わるわけでございま
も、このときにもすでにたしか五百カ所
出ておつたと思います。これが査定さ
れましたけれども、一応の予想と
減つたわけでござりますけれども、その
うち私たち団体で調査いたしましたので、
については、設計その他までいっており
でわかりませんけれども、一応の予想と
百億、こういうふうに金額はいつておる
らちろん小団地もあります。そういうこ
とにます。これは当然、現実に政府が取
りたまく場合には予算の点についても明
ると思いますけれども、個所としては七
百カ所前後ですが、これは大体私たち
は、地方別に申し上げましても御参考に
と思いますが、北海道で六十三地区くら
いから、愛知以西、西日本と私たち菅野
のですが、ここで四百カ所、東北で百八
閏東で八十、それから東海で三十七カ所
およよその数でございます。

は完成します。政
でまたい
も答弁が
でいろいろ
で数百億
ですが、農
じやない
じよくな
ておるか
私は理解
容につい
じよくな
たときに、開拓者がこれに対しても悩んで
ある。かように思います。農林漁業金融公庫から
の融資を受ける場合の担保等、いろいろ考えます
ために、四十八年度予算として一千六百八十万円を
計上しておりますが、こういったことはとても
この要請にこたえることはできないと思ふんです
けれども、この開拓地の未登記問題についてはどう
うしたらしいのか、またどういうふうにあります
い、またどういうふうに政府には皆さん方強く要
望しておられるのか、たいへんな事業であります
が、その辺、最後に具体的に政府に対する要請で
あわせまして参考までにお伺いしておきたい、か
くらがいまして
事業とし
ねばなら
を明らか
いよくな
れまして
後いろいろ
金額の点
ませんの
しては数
わけでど
り上げて
らかにな
百ヵ所、
とで、七
の資料で
なるらか
いです。
つておる
十ヵ所、
これは
参考人に
がござい

○菅野参考人 開拓地の未登記の問題につきま
ては、従来ともお願いして、政府ではやはり整理の
ための補助を出していただいたのはこれで三べん
目くらいになつておるのではないかと思います。
一応済んだことになつておりますけれども、実際
には済んでおらないということで、これは従来か
らいろいろお願ひしております。今回も予算化す
していただきましたけれども、これで解消すると
は考えません。

それから、この未登記の問題は各県とも非常に
悩んでおりまして、単独県費でもそれぞれの県で
やっておりますけれども、やはり解消しない。そ
ういうことで、これは県のほうでも機構改革等が
ありまして、登記をする職員が足りないとか、い
ろいろなことがありましておくれておるわけでござ
りますけれども、付帯のところでお願い申し上げ
げましたように、何といっても、政府がやはり
もっと大きな予算を立ててそういう計画的にさら
に継続してもう少し短期に解消していただきたい
ましたが、事実一般的な圃場整備等においてもな
か登記が進まない、人手が足らないということ
で問題になつておりますけれども、いよいよ開拓
行政の総仕上げという段階の措置である今回の法
案の提出であります。登記問題は焦眉の急務で
ある、かように思います。政府としては、五十
年度までに三ヵ年計画をもつて整備促進をする
ために、四十八年度予算として一千六百八十万円を
計上しておりますが、こういったことはとても
この要請にこたえることはできないと思ふんです
けれども、この開拓地の未登記問題についてはどう
うしたらしいのか、またどういうふうにあります
い、またどういうふうに政府には皆さん方強く要
望しておられるのか、たいへんな事業であります
が、その辺、最後に具体的に政府に対する要請で
あわせまして参考までにお伺いしておきたい、か
くらがいまして
事業とし
ねばなら
を明らか
いよくな
れまして
後いろいろ
金額の点
ませんの
しては数
わけでど
り上げて
らかにな
百ヵ所、
とで、七
の資料で
なるらか
いです。
つておる
十ヵ所、
これは
参考人に
がござい

い、こうすることをお願いするわけでございま
す。

○瀬野委員 以上で終わります。

○佐々木委員長 神田大作君。

○神田委員 まず菅野委員長にお尋ね申し上げま
すが、非常に立地条件の悪いところに行つて営農
を長い間統けておられる開拓者の皆さん方の御苦
労は、これは並みたいでいではなくたのであり
ますが、現在立地条件が非常に悪いところであつ
ても離農が統いておる。そういう開拓地の立地条
件の悪いところで農業をやつしていくということ
は、これは容易なことではない。そのためにはばく
大な借金をしょって、いま働けど働けど全くにつ
らもさつちもいかなくなつて離農していく人々が
たくさんあるだらうと思うんです。これらの方々が
はどういうふうになつておるか、開拓者の離農の
状況等につきまして、ひとつわかつておる範囲内
においてお答え願えれば幸いだと思ひます。

○菅野参考人 離農につきましては、統計が示し
ますように、二十万戸前後入植したのが、いま十
万戸前後になつておるわけでありますから、十万
戸ぐらい離農しておるわけでございます。特に政
府が取り上げまして離農補助を出すようになつて
からは、たしか數は一万戸前後ではないかと思ひ
ます。これは離農補助も、最初よりだんだん補助
金が上がりまして、現在ではもう終わつております
すけれども、六十万ということが離農補助金に
なつております。そして借金を返済して土地などを
を処分していくということで離農補助が出ており
ましたけれども、これも終わつたわけでございま
すけれども、現在これから離農する開拓者につい
ては補助はないわけでござります。一応離農補助
の制度については終了した、こうしたことになつ
ております。

○神田委員 これら開拓者が離農するというのに
は、やはり日本の農業 자체に問題点はあります
が、離農あるいは果樹その他園芸等、そういう問
題についての国の施策が非常に微弱であると同時
に、現在乳牛をやつてもとも引き合ひぬとい
てあります。

ようなこういう状態、これは一般農家にもいわれるのですが、開拓者の場合は特に多いと思うのです。これらに対する借財の返済等については、土地を売って払つておるのか、それともその借財はそのままにして離農しておるのか、その点はどうなっておりますか。

○菅野参考人 一応離農補助と、それから土地の処分と、これは両方ありますけれども、離農される方は、離農補助だけでは借金にならなか見合わないものが多いのですから、土地を処分してその金も償還に充てて出していく。それから離農補助の中に、次の地に行ってから半年なら半年だと思いましたけれども生活費を、一応それに手を出たような大型の負債者については、離農してから後も借金があると追いかける、こういうようなケースもございます。

○神田委員 これらの離農してからも開拓地の借金を払いといふよなことは、これは非常に酷なことであつて、これらの問題をやはりいままで開拓融資保証協会でもつてめんどうを見ておったるうと思ふのです。これらについて今後引き続いだら、これらに対する対策等について、菅野さんと齋藤さんにそれらの見解についてお尋ね申し上げます。

○齋藤参考人 先ほどもお答えいたしたかと思いますが、保証協会の保証業務を基金協会におきまして引き継ぐわけでございます。その際、今後の開拓団体に対する新しい保証業務や、あるいは引き継いだ保証業務を引き続いて行なうことになるわけでございますが、開拓農家の、いまお話しになりましたよろいろのむずかしい問題もあ

るうかと思います。そこで私どもいたしましては、開拓指導あるいは開拓行政といふのはいつもある程度とからうよなものをやはりこの中へ設置して、これを開拓者に迷惑のかからぬようには處理これまで同様今後もあるものと思っておるわけでございまして、そういう行政なり開拓営農指導と相まって基金協会の保証業務も行なわれるものであらうかのように考えておるものでござります。

○神田委員 次に、開拓融資保証協会が今度なくなりますと、それらの役職員の受け入れ等についてこれはどのようになっておるか。受け入れるところ、こう言っておりますが、気持ちよく役職員が入れるかどうか。特に役員の問題につきまして、農業信用保証協会としては、開拓保証協会の統合によつて開拓者側から役員を任命する意思があるかどうか、この点をひとつ齊藤さんにお尋ね申します。

○齋藤参考人 お答えいたします。

役員につきましては、職員と扱いが異なりまして、いずれも総会の選任ということになるわけですが、これに対しましても引き続き優遇措置をとつて融資保証をする考え方であるかどうか、再度お尋ね申し上げます。

○神田委員 いま一つ齊藤さんにお尋ねしますが、開拓融資といふものは特別な金利でありますね。これは前からお尋ねにあつたかと思いますが、これらに対しましても引き続き優遇措置をとつて融資保証をする考え方であるかどうか、再度お尋ね申し上げます。

○齋藤参考人 融資の金利につきましては、先ほど菅野参考人からお話をしたことで御了承願いたしました。それぞれ各基金協会におきましても、現在の基金協会の役職員も開拓の団体に関係するとか、いろいろの事情もございますので、私はそれぞれの各県の事情に応じまして両団体が御協議になり、また農林省なり県の指導によつて円満にいくようにといふことを念願いたしておるわけでございます。中央におきましても開拓団体の意見を代表する役員をとつてはどうか、こ

ういう御要望のあることも承知いたしておりますけれども、やはり総会選任事項でもございますので、保証料が引き続くものと了承しております。

○佐々木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人に申し上げます。

両参考人には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、委員会を代表いたし厚く御礼申し上げます。どうもまことにありがとうございます。

○佐々木委員長 この点は重要な問題であります。

法律案について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。神田大作君。

○佐々木委員長 開拓融資保証法の廃止に関する法律案について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。神田大作君。

○神田委員 まず第一に、開拓営農は近年、開拓者として既存の農家よりも非常にりっぱな農業を営んでおる開拓者が出てきました。これは養蚕あるいは酪農等において特に目立つております。そういう意味合いにおきましては、長

くようにお願いすると同時に、開拓者関係の担当部課とかいうよなものをやはりこの中へ設置して、これを開拓者に迷惑のかからぬようには處理できるよな方策をとつてもいいたいと思いますが、その点につきましてもひとつお答え願いたいと思います。

○齋藤参考人 開拓融資保証業務が円滑にまいりますには、いまお話をありましたように、担当部長を設けて対処したほうが適当かと考えております。

○神田委員 いま一つ齊藤さんにお尋ねしますが、開拓融資といふものは特別な金利でありますね。これは前からお尋ねにあつたかと思いますが、これらに対しましても引き続き優遇措置をとつて融資保証をする考え方であるかどうか、再度お尋ね申し上げます。

○齋藤参考人 融資の金利につきましては、先ほど菅野参考人からお話をしたことで御了承願いたしました。それぞれ各基金協会におきましても、現在の基金協会の役職員も開拓の団体に関係するとか、いろいろの事情もございますので、私はそれぞれの各県の事情に応じまして両団体が御協議になり、また農林省なり県の指導によつて円満にいくようにといふことを念願いたしておるわけでございます。中央におきましても開拓団体の意見を代表する役員をとつてはどうか、こ

ういう御要望のあることも承知いたしておりますけれども、やはり総会選任事項でもございますので、保証料が引き続くものと了承しております。

○佐々木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人に申し上げます。

○神田委員 まず第一に、開拓営農は近年、開拓者として既存の農家よりも非常にりっぱな農業を営んでおる開拓者が出てきました。これは養蚕あるいは酪農等において特に目立つております。

○神田委員 現在の状況等を見ますと、主として、開拓団体の役員が一人も入っていない、そしていままでのことは優遇する、今までの引き継ぐといつても、何ら発言権のないところではどうなつてまいりたい、かように現在のところは考えておる次第でございます。

○佐々木委員長 開拓融資保証法の廃止に関する法律案について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。神田大作君。

○神田委員 まず第一に、開拓営農は近年、開拓者として既存の農家よりも非常にりっぱな農業を営んでおる開拓者が出てきました。これは養蚕あるいは酪農等において特に目立つております。

い間苦労した、立地条件の悪いところでこのような成績をあげたことに對しまして、私はこれらの人たちに深く感謝の意を表する次第でありますけれども、一方においては、どうにもならぬ、もう借金で動きがとれない、こういうよな開拓者もたくさんおるわけであります。しかし、現在の世界の食料事情その他の状況から申しますといふと、私は、開拓行政といふものをやるがせにしてはならない、そういう意味合いにおいて、國といふと、こう言つておりますが、気持よく役職員が入れるかどうか。特に役員の問題につきまして、農業信用保証協会としては、開拓保証協会の統合によって開拓者側から役員を任命する意思があるかどうか、この点をひとつ齊藤さんにお尋ね申します。

○齋藤参考人 開拓融資保証業務が円滑にまいりますには、いまお話をありましたように、担当部門を設けて対処したほうが適当かと考えております。が、開拓融資といふものは特別な金利でありますね。これは前からお尋ねにあつたかと思いますが、これらに対しましても引き続き優遇措置をとつて融資保証をする考え方であるかどうか、再度お尋ね申し上げます。

○神田委員 いま一つ齊藤さんにお尋ねしますが、開拓融資といふものは特別な金利でありますね。これは前からお尋ねにあつたかと思いますが、これらに対しましても引き続き優遇措置をとつて融資保証をする考え方であるかどうか、再度お尋ね申し上げます。

○齋藤参考人 融資の金利につきましては、先ほど菅野参考人からお話をしたことで御了承願いたしました。それぞれ各基金協会におきましても、現在の基金協会の役職員も開拓の団体に関係するとか、いろいろの事情もございますので、私はそれぞれの各県の事情に応じまして両団体が御協議になり、また農林省なり県の指導によつて円満にいくようにといふことを念願いたしておるわけでございます。中央におきましても開拓団体の意見を代表する役員をとつてはどうか、こ

ういう御要望のあることも承知いたしておりますけれども、やはり総会選任事項でもございますので、保証料が引き続くものと了承しております。

○佐々木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人に申し上げます。

○神田委員 まず第一に、開拓営農は近年、開拓者として既存の農家よりも非常にりっぱな農業を営んでおる開拓者が出てきました。これは養蚕あるいは酪農等において特に目立つております。

○神田委員 現在の状況等を見ますと、主として、開拓団体の役員が一人も入っていない、そしていままでのことは優遇する、今までの引き継ぐといつても、何ら発言権のないところではどうなつてまいりたい、かのように現在のところは考えておる次第でございます。

○佐々木委員長 開拓融資保証法の廃止に関する法律案について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。神田大作君。

○神田委員 まず第一に、開拓営農は近年、開拓者として既存の農家よりも非常にりっぱな農業を営んでおる開拓者が出てきました。これは養蚕あるいは酪農等において特に目立つております。

うな状態は、一つは外国からのいわゆる加工乳、そういうものが入ってきて日本の牛乳の消費を圧迫しておるんじやなからかと思ひます。これにつきましては、私、前の大臣のときにもよく質問をして善処を求めたのであります、これら粉乳というようなものを外國から輸入して酪農家を圧迫する、そういう政策に対しまして大臣はどうお考えになりますが、お尋ね申し上げます。

○櫻内国務大臣 神田委員の御質問の御趣旨はわからないではないのですけれども、現実に外國からの乳製品関係、これが酪農されておる人々に直接どの程度に影響を与えるのか、影響がないとは言わないのですけれども、どういうふうに具体的に影響を与えておるかということについて、ちょっとと、私、把握しかねるのあります。そういうことによつていまの酪農といふものが思うように振興されておらないのか、どうも私としてはちょっとと判断に迷うのですが、いま乳製品関係は、御承知のように、畜産振興事業団の一元輸入でもござりまするから、その辺で相当酪農經營について配慮しながらやり得るものではないかといふらにも思えるのでござりまするので、もう一つ問題点を御指摘ちよだいたしまして、さらにお答えをさせていただいたらと、こう思います。

○神田委員 酪農振興事業団で一元輸入しておると言ひながら、それに牛乳とまぎらわしいようなものがそのうち外から入つてきている。この問題はいろいろ問題がござりますから、私は後刻質問します。これは自由化の問題と関係があると思いします。しかし、それらの酪農、牛乳あるいは加工乳とまぎらわしいものが、事業団を通じないで入つてきておる。この問題は重大な問題でありますので、これらについては農林省当局としてもひとつ検討をしてもらうと同時に、この問題は後刻私のほうからまた質問します。

ただ、問題は、なぜ日本の酪農が減りつつあるか、これは重大な問題だと思うのです。日本の酪農が減るということは、飼料の値上がり等ももちろんあります。

ろんありますけれども、消費の拡大、こういうものに対して努力が足らないのじゃないか、それに対する配慮がないのではないか、こういうことも言われると同時に、酪農家を安定させるためにはばく大な資金が必要なのだが、その資金が思うようにな融資されない、酪農の拡大強化がなされたために引き合はない。多頭飼育に対する基本的態度、これはやはり資金と大いに関係がありますが、こういうことにつきまして、今度資金の借り入れ等につきまして一元化されますけれども、これらに対しましてはどのよくな態度で臨まれるか、この点についてお尋ね申し上げます。

○櫻内国務大臣 ただいま御指摘になりました点で、開拓農家が酪農を四分の一はやつておる。また経営規模も相当大きいのでありますから、したがつて、借り入れ金につきましては、従来それが大きな負担となりまして營農を困難ならしめた面もござりまするので、御承知のような負債整理の対策をも講じたわけでござりまするが、今後一般農家としての借り入れ金などにつきまして支障がないようにつとめるべきは当然であると思います。何と言つても、負債による營農への圧迫ということがあつてはいけないのでありますから、今後とも貸し出し条件等につきまして十分配慮をしていく必要がある、このように見ております。

○神田委員、どうもわかつたよなわからぬよう答弁でわかりませんが、一体開拓者の負債の現状はどのくらいあるのか、また、このよだな高額の負債を持つておる開拓者に対してもどう対処するのか、これをひとつ御答弁願うと同時に、委員長にお願いをしたいのですが、この開拓者の負債の現況とこれに対する対策をお聞きしたいと思います。

なお、今後の負債が、災害等いろいろございますし、また地域によつても差がございますけれども、今後の負債の状況等も一応現状に照らしてどうふうになつておるかを総点検をしてみたい。いろいろふうに考えまして、これはひとつ農林漁業金融公庫、系統機関とも十分協議をいたしました。具体的にその総点検に基づきまして地域に即した措置を講じてまいりたい、かように考えておるわけでござります。

○神田委員 総点検をするということでありますが、これはもう農林省では大体わかつておるはずだと思うのです。ひとつこれの資料を提出してもそれから、この負債の重圧によつて營農が拡大しまして、一応大臣なり局長から、この負債の概

たしましたが、当時開拓者十万六千戸ございました、その負債総額は九百三十七億円で、そのうち延滞額が百二十億円、一戸当たりにいたしまして借り入れ金が八十四万円、延滞額が十円でございました。このような負債が開拓農家の経営に対する配慮がないままにしておりましたので、いわゆる開拓者資金特別措置法を昭和四十四年に制定いたしました。この点についてどうお考えになりますか、お尋ね申し上げます。

○小沼政府委員 開拓農家で、特に先ほど大臣からお答え申し上げましたように、酪農が多うござりますが、酪農の農家は大規模な專業農家でござりますし、その資金需要もしたがつて大口のものでござります。開拓者は、御承知のとおり、個々の経営によって、また地域によって一がいには言えないでござりますが、一般的には経営規模もござります。開拓農家の負債整理の対策をも講じたところです。ただいま御指摘になりました点でござりまするのとおり、個々の経営規模も相当大きいのでありますから、したがつて、借り入れ金につきましては、従来それが大きくな負担となりまして營農を困難ならしめた面もござりまするのとおり、また負債も一般の農家よりも大きいといふ実情でござります。

そこで、最近におきます状況を申し上げますと、開拓農家が九万六千戸ござますが、その負債の状況を金融機関からの貸しつけ残高で推定いたしますと、その額は約一千億円でござります。ただ、その中での延滞になつておる金額は非常に少のうございまして、一千億のうち十八億円とございまして、一千億のうち十八億円という状況でございまして、特別措置を講じた効果が反映して固定化負債は大幅に減少してきているというふうに理解しているところでござります。

なお、開拓農家に対する資金の融通ルートのいづれにも対応いたしまして保証または保険ができるようになるのでございまして、開拓農家に対する資金金融通を大体從来どおり確保されるというふうに考えております。

なお、県の開拓及び開拓農協を通じます農林中金を原資機関といたします融資については、從来どおりの融資条件によって必要な融資が行なわれるよう措置いたしたいといふふうに考えております。

また、一般の農協に所属するようになります開拓農家に対しましては、総合農協または信連から融資の円滑化あるいは農業近代化資金の活用等によりまして末端負担金の低下について所要の指導を行なうといふふうに考えております。

御承知のとおり、大口資金の需要者が開拓に多いわけでございますが、いま申し上げましたように、農林中金または信連の直貸を積極的に推進しまりたい、かように考えております。

○神田委員 ひとつその点については、從来の開拓者に対する特別なる措置を続けていく、それ以上の資金需要等につきましては、この開拓地における営農というものが軌道に乗ってきた農家が多いですから、いま開拓地で農業をやっているといふ者は、いわば日本の農業の中心的役割りを果たしていると私は考るので、そういう意味合いにおいて、特段の配慮をお願いしたい、このように考えます。

次に、開拓地の道路等の補修あるいは整備、これはまだ非常に不十分であると思われます。これらにつきまして、早期にこの事業の促進をはかる必要があると思いますが、これらに対しましてはどのように考えておられるか、お尋ね申し上げます。

○小沼政府委員 開拓地域の基盤整備につきまして、従来から一般の地域と同様に、開拓者の御要

望に即しまして、できる限り整備につとめてきたところでございますが、特に開拓地域につきまし

ては、大事な道路補修でございますが、その道路補修の事業を四十四年度から実施しているところ

でございまして、さらにこれに加えまして、四十六年度から緊急に整備を必要とする開拓地につき

まして、新たに飲用水の補修を含めて進めたいというふうに考えておりまして、五十一年度完了を

目途に、補修計画を具体的に立てまして事業を実施している次第でございます。四十六年から五カ

年計画の事業費は総額二百三十六億円といふことを予定しております、これらの事業につきましては、特に開拓の方々から非常に事業規模拡大についての強い要望もございますので、事業の進展とあわせて積極的に対処していくべき、かよう

に考えておる次第でございます。

○神田委員 次に、開拓地における学校あるいは社会教育とか医療、こういう問題は過疎地帯とし

て、まあどんでも開拓地は過疎地帯が多いから問題が起きたと思うのです。学校統合等の問題等につきましてもだいぶ問題が起きているところがありますが、これら開拓地に對する文化施設、学

校、社会教育施設あるいは医療施設、そういうことに対しましてはどのように考えておりますか、お尋ねを申し上げます。

○小沼政府委員 開拓事業の初期におきましては、開拓地の多くが非常な僻地にありますて、開拓農家の子弟の教育、開拓者の保健衛生確保の見地からいろいろとくふうをしてまいりますて、開拓事業の一環として中小学学校の分教場の建設に対する補助、それから開拓保健婦の設置による保健衛生の確保などをはかつてきましたところでございます。

最近におきます開拓者の営農の着実な進展状況にかんがみまして、また道路等の整備もかなり進んでまいりましたので、一般的に開拓者の僻地の状況はかなり改善されたというふうに見ておりま

すが、一応四十一年をもって分教場の設置などは終了しております。

また保健婦の問題につきましては、厚生省の所管の保健婦の保健制度に移行させ、その中で保健衛生活動をやっていただくというふうに整理をしてまいっております。

今後におきましては、それにしましてもやはり開拓地のところもございますので、学校、社会教育、医療問題につきまして厚生省、文部省と十分連絡をとつて万全を期してまいりたい、かよ

うに考えております。

○神田委員 これはひとつ厚生省のほうあるいは文部省のほうとも連携をとりながら、過疎地であるから、開拓地であるからといって、学校の統合等をやって問題を起こしておるところがあるわけですが、そのために開拓者に大きな迷惑を現実にかけておるところもあるようです。この点はひと

つ厚生省並びに文部省と連携をとつて、これからしまして、文化に浴せるようなそういう施設を対

するので、この点はひとつ特に強く要望いたしておきます。

○小沼政府委員 まず、先ほど齋藤理事長にもお尋ねしましたが、今度開拓融資保証協会がなくなつて、これら役員の就職あるいは統合等につきましては、開拓地の多くの非常に僻地にありますて、開拓農家の子弟の教育、開拓者の保健衛生確保の見地からいろいろとくふうをしてまいりますて、開拓事業の一環として中小学学校の分教場の建設に対する補助、それから開拓保健婦の設置による保健衛生の確保などをはかつてきましたところでございます。

最近におきます開拓者の営農の着実な進展状況にかんがみまして、また道路等の整備もかなり進んでまいりましたので、一般的に開拓者の僻地の状況はかなり改善されたというふうに見ておりま

すが、一応四十一年をもって分教場の設置などは終了しております。

また保健婦の問題につきましては、厚生省の所管の保健婦の保健制度に移行させ、その中で保健衛生活動をやっていただくというふうに整理をしてまいております。

○小沼政府委員 職員の問題につきましては、承認時の職員の全員を引き継ぐことを原則にして進めてまいりたい、かように考えておりますが、役員につきましては、先ほど齋藤参考人が申し述べましたとおりでございますが、統合までの間にひとつ個別にケース・バイ・ケース、いろいろ事情ごとにけんしょですが、ひとつ円満に、事務として引き継いだ後も支障のないようにしていく考え方で、審査とかいろいろの事務がございますが、開拓に明るい人がいなければ困りますので、そういうふうに考えておりまして、五年を期してまいりたい、かよ

うに考えております。

○神田委員 私は最後に大臣にお尋ねしたいが、開拓者のいままでの非常な苦労、それから開拓農業者の非常にやりつけな農業経営、これは既存の農家を超越した非常にやりつけな農業経営をやっておる方がたくさんおる。これらの方に対して思い切った融資をして、特に原野等周囲にあるわけですから、これらをゴルフ場や何かでも買って買ひ占めされるというようなことではないに、酪農なら酪農として、果樹園なら果樹園として、やりつけな日本の農業の将来の展望として、こういう農業が開拓地でもできるのだ、日本でもとういう農業ができるんだ、こういう酪農ができるんだといふような、そういうものをやはり開拓地につくり上げるべきだと思う。そういうためには、やはりたくさんのが要るわけですから、これを対して思つていい切つた施

策を施して、日本の農業のあり方を示していただきたいと思いますが、これに対する大臣の考えを

いう点を十分指導されたい、こういうふうに私は考えます。

○小沼政府委員 開拓農協とそれから連合会につきましては、一般農政移行措置の一環として四年から再編整備を実施してまいつたわけでござります。昭和四十九年度末には開拓農協は、単協でおおむね百五十五程度、連合会でおおむね十程度になるのではないかといふように一応見込まれております。ただ、これらの開拓の単協なり連合会は、残りましたものだけに、比較的に経済的な基盤も強い、総合農協に決して劣らないようなものが相当あるというふうに考えられます。それ

にしましても、今後の経済需要中心にその活動をするわけでございますので、政府といつしまして

も、その系統組織の事業が健全に伸展するよう特段の配慮をしてまいりたい、かように考えている

わけでございます。

○神田委員 私は最後に大臣にお尋ねしたいが、開拓者のいままでの非常な苦労、それから開拓農業者の非常にやりつけな農業経営、これは既存の農家を超越した非常にやりつけな農業経営をやっておる方がたくさんおる。これらの方に対して思い切つた融資をして、特に原野等周囲にあるわけですから、これらをゴルフ場や何かでも買って買ひ占めされるというようなことではないに、酪農なら酪農として、果樹園なら果樹園として、やりつけな日本の農業の将来の展望として、こういう農業が開拓地

でもできるのだ、日本でもとういう農業ができるんだ、こういう酪農ができるんだといふような、そういうものをやはり開拓地につくり上げるべきだ

と思う。そういうためには、やはりたくさんのが要るわけですから、これを対して思つていい切つた施

策を施して、日本の農業のあり方を示していただきたいと思いますが、これに対する大臣の考えを

お尋ね申し上げます。

○櫻内国務大臣 後段のお尋ねである、開拓農家のためにさらに規模の拡大について配慮をする、これはできるだけそういうことでいきたい。現に開拓未利用地開発事業を行なつておるのでござりますが、こういうことや、あるいは先ほどお尋ねの開拓道路の補修事業、このよろな事業をやりながら、現在非常な御努力をされておる開拓農家のために役立つてまいりたい、かように思います。

それで、この一般農政へ移行するために御承知のよろな措置をとりまして、一番問題であるのが負債対策であるといふことで、融資条件の緩和等をいたしてまいつたのでござりまするし、また、お尋ねを申し上げたように、支障のないようによつとめておるわけで、要するに、ただいま御質問の中にあるように、開拓農家が一般農家に比較いたしまして、中核ともなるべきりっぱな営農をされたおるという現実でございます。さらに、そのような傾向を進めていくことによりまして多年の労苦に報い、これから農業の中で開拓農家がりつぱに発展をするようにいたしたい、このように思います。

○神田委員 ひとつこれらについて実情をよく把握しながら、私たちは開拓地をめぐってみて、養蚕、酪農、果樹、これらについてりっぱな経営をやつておる農家、なるほど既存の農家では思い切つてできないことを開拓農家は思い切つてやつておる農家、なるほど既存の農家では思ふれを振興させるための御努力をすることによって、日本の食料を確保していく、そういう点に留意願いたい。

最後に、農協牛乳がだいぶ評判がいい。農協牛乳はなぜ評判がいいかというと、あれはしばりたての乳を、何もまぜものを入れないで飲ましていく。そのため非常に好評を博しておる。ところが、市販乳においては、いわゆる加工乳をはじめといつまして、あるいは脂肪分等において異種があつた、異種混乳、あるいはまた水割り牛乳と

いうよなものを私はたびたび聞かされる。こういう実例等について、私はこれをお尋ねし、實物をもつてこれを追及するつもりでおりました。

時間がありませんからできません。後の機会に申したいと思いますが、一体厚生省は、これらの牛乳等に対する内容の検査、あるいは内容の検査をしてこれならばこれは規格に合つてゐるとか、これは合つてない、これは栄養分はどうなのであつて、こういう価格ではこれは高過ぎるとか、これはインチキであるとかいう、そういうものをやはり国民に知らせるべきだらうと思うが、一體、厚生省のこういう牛乳等に対する行政はどうなつておるか、どういう結果がまた現在出ておるのか、その点についてひとつお尋ね申し上げます。

○岡部説明員 お答えいたします。

牛乳、乳製品等につきましては、食品衛生法できめられております食品の中でも、私どもとしては重点的に監視あるいは指導をやつておるつもりでございます。先生御指摘の現在の市販牛乳の中に、加工乳といふものと牛乳といふものがございまして、そして牛乳につきましては、先生御承知のように、搾乳したまま乳をそのまま殺菌して消費者に配るものでございます。加工乳につきましては、乳製品を補強いたしまして、これを牛乳と同じような成分にしたものでございまして、これらにつきまして、本年の三月に省令等も整備いたしました。これに使用いたします原材料も限定いたしまして、この品質の確保につとめておるところでございます。

なお、昨年の四十七年の牛乳、加工乳につきましての取去検査件数は、全国で約四万六千件ございまして、そのうち酸度あるいは脂肪不足といふものが若干ございますけれども、一般的に他の食品に比べまして十分成分規格等が守られておる食品の一部と考えておりますが、さらに監視、指導につきましては強力にいたしたいと考えております。

○神田委員

たとえば明治牛乳でもつて異種脂肪

を入れた問題、これも過般だいぶ問題になつたわけですね。だから、こういう問題は、私は農協で今度直接牛乳販売を始めたというのは、消費者が加工乳やその他の牛乳に対して不信を抱いておる。こういう点については、今後酪農振興上大きな問題点になるのであるからして、厚生省として十分にそれら検査の内容等を 국민に知らせる、そして不良品に対しましてはどしどしと摘発する、そういう態度をとつてもらいたい、こういうように考えます。そういう点についてお答え願います。

○岡部説明員 先生御指摘のように、悪質な違反等につきましては、今後発見次第これを公表し、さらに厳重な処分をする予定で、現在各都道府県に対しまして、これら悪質な違反につきましては直ちに公表等の措置をとるよう通知しているところでございます。

○神田委員 この問題は、今後時間をあらためましてお尋ね申し上げたいと思います。

最後に、私はこの機会に、開拓地が、先ほどおだれからか質問がありましたように、ゴルフ場になつたりあるいはまた土地値上がりの買い占めの対象になつておる。非常にわれわれとして残念でならないのであります。これはやはり日本の農業施設の貧困、これが原因であろう。そういう意味合いにおいて、せつからく開拓した土地が土地の値上がりを待つ業者の金もうけの道具にされるというよなことのないよう、また、この機会に開拓者に対しまして十分な施策を施して、りっぱな農業経営がなされるよう十分指導監督されることを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○櫻内国務大臣 開拓地がゴルフ場へ転用されいくといふ例が相当あるよう聞いておるのでございますが、言うまでもなく、公共投資の対象につきましては強力にいたしたいと考えております。

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田健治君。

す。

この買い占めは、わかつたときにはすでに金銭の授受などが行なわれた時点でございまして、なかなかむずかしい問題がござりまするので、先般全国の農政局に対しまして、事前にそのよろなことを把握するよう通達を出しておるところでござりまするが、いずれにしても農地法を厳正に運用して、開拓地がゴルフ場などに利用されるようことを未然に防いでまいりたいと思います。

○神田委員 終わります。

○佐々木委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

農林水産業の振興に関する件、すなわち、伊良湖水道における西独の貨物船メリヤン号とタンカー日聖丸との衝突事故により生じた油の流出による漁業被害状況について、参考人の出席を求め、その意見を聴取ることにいたしたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

この際、本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時二十一分開議

午後一時二十六分休憩

○柴田(健)委員 開拓融資保証法の廃止に関する

法律案に対して御質問を申し上げたいと思います。

同僚議員からこの法案に対してもいろいろと質疑發され、もう具体的な論議が行なわれているわけですが、時間が関係もござりますから、具体的にお尋ねを申し上げたいと思ひますので、簡潔に要領よく御答弁を願いたいと思ひます。

昭和二十八年にできた二十年の歴史を持つたが、戦後、開拓農民は、要するに、一般農家と比べて開拓農家は非常な苦しみの連続であつたと申上げていろいろと援助をしてきたことも事実であります。しかしながら、二十万の開拓農家がいま九万六千幾らという減少を示したということは、時代の流れとはいえ、ほんとうに何か割り切れない感じがするわけであります。それぞれ思い思ひの生活の基盤を求めて転職やまたは転農業といふことで方針を変えられた農家もあるわけあります。ですが、しかし、いろいろと歴史的な経過を私たちは振り返って、長い間ほんとうに御苦労であつた、とともに、今後一般農家と同じように肩を並べて生きていく、日本の食料政策の一端をにななつていくという農家に対しては今度思い切って保護政策をとるべきではなかろうか、こういう気持ちもするわけであります。

そういうことで、いままでの長い苦しみの中から、これから一般農家と開拓農家といふ差別なく、日本の食糧政策の一翼をになら、そういう立場で農林大臣がこの辺で、今後もいろいろな苦しみがあるだろう、だけれども、できる限りいろいろな制度においてもまたその運用の面でも最善の努力をするという決意を表明していただき、今後農家が一般農家と肩を並べる、そこまでどうぞ指導していくか、どういう心がまえでやっていかれるか、大臣の所信をまず聞いておきたい、こう申します。

○櫻内国務大臣 一般農政へ移行する上において各種の措置を講じながらきたわけでござります。

そこで、その中では特に負債対策については十分考えてまいったわけでございますが、今後におき

ましては、むしろ今度は開拓農家が一般農政の中でも前向きにどう営農ができるかといふことが問題であろうと思ひます。開拓農家の実情からいだしますると、經營規模は一般農家よりも三倍程度にもなつておりますから、したがつて、借り入れ金についても比較的大口のものが必要などがあると思います。そういうよくな点をよく勘案いたしまして、お世話を申していく考え方ござりまするし、また、開拓農協として残るものもございまするが、そういうところを通じての借り入れ金などについては、従来どおりの資金が得られるようにつとめるというようなふうに、せっかく多年の労苦の上に、また本日まで營々として努力せられた開拓農家のことでありますので、ただいまの御質問の御趣旨に沿つて、できる限り今後においてもお世話を申し上げる、かように考える次第でございます。

なつておるということが言えると思うのです。そして、現行の制度の中では、今度新しく四十八年度予算の中では高福祉農村の建設といろいろな名前をつけての予算措置がされておるわけですが、四十八年度の予算措置の中で、もう少し開拓地付近の環境整備という立場で、一般農家と変わらないような取り扱いを、特に、いままでの経過から見ると、おくれておる点に最善の配慮をするだけの気持ちがあるかどうかということを、ただ金融面だけでなしに、その点をひとつ見解を求めたわけであります。

○櫻内国務大臣 これは私どもとして当然考へな

ければならない点だと思います。一応開拓地区的環境整備の上に開拓道路等の補修事業やあるいは

飲雑用水についての考慮もありますするし、あるいは開拓未利用地の開発事業も行なうわけでありまするが、同時に、一般農政の中ににおける生活環境整備あるいは基盤整備、構造改善事業、いろいろとございましょうが、これはもう開拓地も一般もないでござりますから、必要に応じて御趣旨に沿つての十分なお世話をいたしたいと思います。

○柴田(健)委員　局長にお尋ねしますが、戦後ずっと、開拓地は全国に相当数あつたわけであります、投資額は今まで総合計どのくらい投資をされたのか。それから、たとえば離農奨励金といふ形で出したその離農奨励金の総額。そういうふうに分類的に、投資額とそらした離農の奨励金、補助金の総額。そしてまた農地の転用の面積ということがわかつておれば、ひとつ御説明願いたいと思います。

○小沼政府委員　開拓に投資された金額でござりますが、国営の工事、代行工事あるいは小団地の補助地区あるいは非補助の地区等ございますが、そういう全体の中でこれはなかなか計算がむずかしくなっていますけれども、昭和二十一年から四十六年までの国家の投資並びに融資の額といふものを一応の試算をいたしますと、公共事業費で千九百七億二千二百万円の公共事業費。そのほかに

開拓者資金が五百八十一億ということで、計一千四百八十九億一千七百万円という数字が出ております。これは入植者に対する分でございますが、物価換算をいたしておりません。長年の間でございますから、相当物価変動がござります。一般的には物価が上昇しております。かりに物価の上昇を含めて物価換算をいたしてみると、いまの二千四百八十九億というのが六千四百五十六億にいまでの値段ではあるのではなかろうかというふうに試算をしてみているわけであります。それは主として土地改良等の投資でござります。

離農の援助につきましては、三十五年から三十八年までが三千六百九十八戸に対しまして七億二

百万、それから三十九年から四十六年までで一万四千八百六十四戸に対しまして四十八億五千八百

○柴田(健)委員 農地転用の個所はわかりません
か、件数と面積と。
○小沼政府委員 失礼しました。
農地転用につきましては、開拓分だけといちいちふうな仕分けがございませんので、全体の数字を申し上げますと、昭和四十六年で六万一千六十四ヘクタールが転用面積となつております。
その中で許可または届け出の用途別の転用面積で見てまいりますと、植林 それから住宅敷地が四十六年では非常に多くございまして、住宅敷地は一万七千四百四十一ヘクタール、植林その他が一万五千五百五十二ヘクタール、鉱工業、発電施設用地が六千四百四十一ヘクタール、そのほかに道路、水路敷地であるとか、鉄道用地であるとか、公園、学校等が若干ずつあるといふ状況であります。
それとして、離農奨励金を出した。その後の農地
○柴田(健)委員 全体はわかつておるが、開拓地のものは確認されていないというのがちょっと変わわれには疑問があるところであります。それはそれで、離農奨励金を出した。その後の農地

の移動 転用を見ると 何か国も見る開拓農民の
迫り出し作戦にまんまとひつかつたというよろ
んな、そういう懸念があるわけであります。そろい
う点について私たちはどうもふに落ちない点があ
る。まあ、開拓地はほかに転用したほうが経済効
果というか、そういうものがいいんだということ
で、岡山県においても事実そういうことがあつ
た。これらを考えてみると、どうも 戰後の苦し
いときには一生懸命やらしたが、通貨の膨張政策、
高度経済成長政策の過程の中で所得の格差といふ
ものが出て、早く土地を売らして借金を返させ
る、そろすれば負も國も楽になる、こういうことで
借金返済のために離農奨励を出した。農民のほう

その点についての反省というか、今まで取り組んできた点について、万全なものであつたかどうか、局長、どういう見解を持っておられますか。

○小沼政府委員 確かに御指摘のとおり、土地条件が当时非常に悪くて、そのため當農がなかなかからまくいかないというふうな地域がございまして、それは離農していくというふうな向きもございました。中には非常に発展していく地域もございますが、地域によってかなりさまざままでござりますが、御承知のとおり、農家を一類農家、二類農家、三類農家と分類をいたしまして、開拓については、離農したい人については離農の援助金を出すというふうな措置で、一般農政への移行措置をはかつてきただけでございます。非常にきびしい条件のもとに食料増産をやっていただいた経過がござることは御指摘のとおりでございますが、緊急開拓以来二十八年を経まして、入植者二十一万のうち、その約半数の九万六千戸が現在残っているといふことでございます。離農円滑化の政策を進めてきたわけでございまして、現在残っている農家については、これはやはり今後規模の優位性を生かして発展する可能性が十分あるとうことで、その指導をしてまいっているわけでござります。

離農そのものについては、離農したいという者については当然離農援助をいたしたわけでございまして、先ほど申し上げましたような数字でございますが、今後私どもの開拓政策全体としては、やはり先ほど御指摘のございました環境整備また農地開発の事業も必要でございます。道路補修とかいろいろの面において開拓地の整備を進めていますが、今後私どもの開拓政策全体としていかなければならぬというふうに考えております。同時に、離農をした人々については負債の整理をしなければならないというふうに考えておりまして、今後的一般農政への移行に際しまして、それぞれに適切な措置を講じてまいりたい、か

的拡大といふ非常にいい名前を使われ、規模拡大、専業農家の育成、それで規模拡大に対しして、農業基本法の立場からいふと、開拓農家はどんどん減つた。減つたのは、Bの農家の農用地をAのほうに譲り渡した。一方では規模拡大した。それから開拓農家の戸数は減つたのだが、戸数の減少によつてどれだけ面積が拡大されたのか、事実はどうですか、その点は局長。

○小沼政府委員 離農した農家は御承知のとおりと思ひますが、調査によりますと、それぞれ一次産業、二次産業、三次産業に就職をしておりますが、大体九〇%はそういう就職をしております。そこで、その離農したあと地を残留の開拓者に譲渡しているわけでございますが、パーセンテージで申しますと、離農者で、あと地を残留の開拓者に譲渡した者は、五六・九%という実績になつております。

○柴田(健)委員 この規模拡大のほうに移籍したのが五六・九%、残りは現在何になつてゐるですか。残りはどういう状況になつてゐるのですか。分類してみて、どういう形になつてゐるのですか。

○小沼政府委員 五六・九%以外の残りのものにつきましては、開拓者以外のものに売られたとか、あるいはほかのものに転用されたとか、いろいろなケースがあるようでございまして、その方向として必ずしも全部が規模拡大に結びついてゐるということではないようでございます。いろいろな用途に向けられているといふうに聞いております。

○柴田(健)委員 昭和三十年に補助金適正化法といふ法律ができると、その後、この開拓地にいろいろな国、県の補助がついておる。そういう他に転売、転用された場合には、國からの補助金については、この法律からいふと、返還しなければなら

○小沼政府委員 補助金を返還する要件は、補助金を受けて事業をやつたときからの年限がそれまできまつておりますて、その年限以前にはかに用途を変更するなり売つてしまふといふふうな場合には、補助金を返還しなければならないといふに、補助金の交付要項でそれぞれの場合について定めております。その後については、それぞれ地域事情によって異なりますけれども、実質的に返還を要求する場合もござります。

そこで、いまお尋ねの全体の数字としてどうううふうになつておるかということをごぞいしますが、ちょっといまそぞの数字についてはことに資本を持つておりますん。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○柴田(健)委員 これを具体的に言うと時間がかりますから、やめます。

次に、今度の代位弁済、求償権といふものの償却にあたつて、それぞれ見込み額を出されておるわけですが、求償権残高の見込みが二億八千六百万、代位弁済見込み額が二億八千三百万、出資払戻し見込み額が三億五千六百万といふ、この目込み額を出した実態調査の数字を見ると、昭和四十六年十二月末の現在ということになつております。これは農林省の説明なんですが、昭和四十六年十二月末現在の実態調査の結果でこういう一応の見込み額を出した。その後の変化といふものはないのか。この辺、局長、どうですか。

○小沼政府委員 いま御指摘の数字は、昭和四十六年十二月末の現在の実態調査の結果でござります。御指摘のとおりでございます。

その後変わつてあるかどうかといふことでございますが、若干の変動はあるうかと思いますが、統合にあたりましての処理としてこの計算をします。御指摘のとおりでございます。

した際には、大体いまの数字をベースにしながら整理の方針を立てたわけございまして、ほほそれで十分やり得るというふうに見込んでいたる次第でございます。求償権及び代位弁済につきまして

助音用れいわの類いを示す。この類は、元は「見」の訓である。

百万円 代位弁済見込み額が六億一千五百万円
それで合計九億九千八百万円になるわけでござい
ますが、そのそれについて処置をするとい
う事務的には差しつかえないというふうに見込んで
いるわけでございます。

○柴田(健)委員 金に關することですから、やつ
ぱり確認はしたい。昭和四十六年十二月という時
点での押え方というのは、どうも昔の大福帳的な
考えだ。法律をなくするのですから、事、金に關
する限りはもう少しきちよめんということはで
一つの算定をしてもらわないと、どうもびんとこ
ないという気がします。この点については、手落
ちのないようにやられておるだらう、また、やら
れるだらうという前提に立つて、了承はしますけ
れども、どうも私たちに対する説明としてはおか
しいという気がするわけです。この点は十分注意
をしてもらいたいと思います。

次は、今後残存の開拓農協ですが、単協、連合
会の統廃合で残る数字、要するに、残存する数字
の見込みを出してある。連合会では十は残るだろ
う、単協は百五十五残るだらう、こういう数字を
出しておるのであるが、いま皆さん方が示しておる
この百五十五の単協の残るという数字はほんとう
に確認されるかどうか、この点、自信があるので
すか。

○小沼政府委員 開拓農協の推移を見てまいりま
すと、四十四年の三月三十一日に組合数が三千七
百八十一ございまして、連合会数が四十五ござい
ました。四十七年の三月三十一日には、二千二百
二十七の単協数になりまして、連合会は四十四に
なっております。四十八年の三月三十一日には、
組合数がぐつと減りまして七百三十、連合会数が
二十八というふうに激減しております。

今後の見込みでございますが、四十九年、五十
年と二年たしました後のことでござりますから、
見込みというになりますが、私ども、推測と

します、こう言うてもらえないんだから、一口それを言つてください。

○櫻内国務大臣 これはいろいろ影響するところがござりまするから、私がお答えのできるのは、県、系統金融機関、公庫の関係者で協議会を設けて、個別に地域に即し十分協議して処理方針をきめてまいりたい、こういうことになると想います。

○柴田(健)委員 まあ、答えていいだらうと思ひますが、しかし、この点については十分配慮してもらいたい、ということを強く申し上げておきます。

次に、基金の問題ですが、増加の必要額に対して國と県とが三億二千五百万補助する。交付するというと補助金ですが、四十八年度では國は七千万円、四十九年度では九千二百万で一億六千二百万、半分は県といふことになるのですが、この点ひとつ私は國の責任において負担をかけいかぶつてもらいたい、という気がするわけです。これはもう局長でなく、大臣に。

○櫻内国務大臣 御希望としてはそういう國がよけい見ると、二分の一といふのはおかしいといふ気がします。これを國が三分の二、県が三分の一にすべきではないか。どうですか。この点についてはこれはもう局長でなく、大臣に。

○柴田(健)委員 これは四十八年度の予算の中ですでに措置がしてござりまするので、いまここで方針を変えるわけにはいかないのであります。

○櫻内国務大臣 処置は当局がかつてに——かつてにと言つてはいかぬけれども、一方的に開拓融資保証法の法律を廃止するのです。廃止する限りは國のほうが責任が非常に重くなつてくる、これは当然のことなんですよ。その責任の度合いからいつて、二分の一といふのがおかしいのですね。県が半分國が半分といふのは筋が通らない。予算措置はどうであろうとも、何らかの方法でこれは國が三分の一、県が三分の一といふことにしてやらないと、あの残務整理やその他で、県のほうがいろいろなことで金を使つわけですよ。それで金のほうは平等だ、権力だけは國が握つちやうと

いろいろなところで問題があるわけですから、この点については是正してもらいたいと思うのです。

○櫻内国務大臣 四十九年度で埋める、カバーしていく。ことし、四十八年度でできないものなら、これは二ヵ年でとなつてゐるのですから、四十九年度で措置する。大臣、どうですか。四十九年度は、もういまからそれを言えど、大臣、まだ留任していけますよ。

○小沼政府委員 事業的な面でお答えを申し上げます。

統合にあたりまして、基金が不足すると見込まれる協会を全国調べてみたわけでございますが、現在の基金で充足できるといふ協会が十七ござります。それから不足するといふ協会が二十七といふ状況でございまして、三億二千五百万のうちの二分の一補助という形でございますから、その点では十分対応できるといふふうに考えております。

なお、実際に動き出してから不足といふことがさらに出でまいりますれば、その段階で考慮をしなければなりませんが、一応二年間でございま

すので、御心配の点は十分考慮におきましてひとつ措置してまいりたい、かように考えておりま

す。

○櫻内国務大臣 たゞいま局長のお答え申し上げたとおりでございますが、予算の際に政府として一応考えましたのは、二年計画で行なうので、四十八年度予算で七千万円の補助金を計上し、四十九年度の補助金の予定は九千二百万円と、こう申し上げてまいつたのでございまして、現在あらためて方針を変える考えは持つておりません。

○柴田(健)委員 どうも大臣は肝心なところだけは抜けている。一番最初私がお尋ねしたときに

は、開拓農民に対してはほんとうに思いやりのある措置を講じます。一般農民と変わらないようにならぬというふうに考えておりまして、原則といたしまして承継時の職員全員を引き継ぐといふ

ひとつの給与を何とかよくして引き取つてくれ、こ

ういう指導をするのか、この点について、局長、どうですか。

○小沼政府委員 統合にあたりましての職員の身分の安定については、特に配慮をいたさなければなりません。それ引き継いでくれる機関にまかしておくんだといふような考え方か、この際ひとつ給与を何とかよくして引き取つてくれ、こ

ういう指導をするのか、この点について、局長、どうですか。

○柴田(健)委員 どうも大臣は肝心なところだけは抜けている。一番最初私がお尋ねしたときに

は、開拓農民に対してはほんとうに思いやりのある措置を講じます。一般農民と変わらないようにならぬといふふうに考えておりまして、原則といたしまして承継時の職員全員を引き継ぐといふ

ひとつの給与を何とかよくして引き取つてくれ、こ

ういう指導をするのか、この点について、局長、どうですか。

こないではないですか。この点についてはいはずれ明年度の予算で措置してもらいたい。いま局長は、いろいろ考慮をする、配慮をする、こう言わされたのですが、大臣のほうは、いまのところあります。と私は思うのですよ。どうですか、大臣。

○櫻内国務大臣 それは二年計画のことです。考えて、今後もし不十分な点があるといふことで、何かかとは思いますが、一応四十九年度予算でくし定木に、もうこれしかできないと言ふのも、先ほど申し上げたような所要の措置は講じてあります。それから不足するといふ協会が二十七といふ状況でございまして、三億二千五百万のうちの二分の一補助という形でございますから、その点では十分対応できるといふふうに考えております。

なお、実際に動き出してから不足といふことがさらに出でまいりますれば、その段階で考慮をしなければなりませんが、一応二年間でございま

すので、御心配の点は十分考慮におきましてひとつ措置してまいりたい、かのように考えておりま

す。

○櫻内国務大臣 次に、承継関係で、職員なり役員の問題ですが、同僚議員からいろいろ質問が出たのですが、職員の三十九名、これを地方で措置できるもの、中央で措置できるものに分類していくと、中央が九名引き継ぎするわけですが、私は地方、

中央を含めて給与関係はあまり十分ではないといふ氣がします。いまの給与の額で引き継ぎをすれば、まあそれぞれ措置されるわけですが、しなければいいへんなことですから、されると思うのですが、給与の関係についてはどうするのかといふ

ことなんですね。それ引き継いでくれる機関にまかしておくんだといふような考え方か、この際ひとつ給与を何とかよくして引き取つてくれ、こ

ういう指導をするのか、この点について、局長、どうですか。

○小沼政府委員 統合にあたりましての職員の身

分の安定については、特に配慮をいたさなければなりません。それ引き継いでくれる機関にまかしておくんだといふふうに考えておりまして、原則といたしまして承継時の職員全員を引き継ぐといふ

ひとつの給与を何とかよくして引き取つてくれ、こ

ういう指導をするのか、この点について、局長、どうですか。

○柴田(健)委員 どちらか一本にまとまらぬので金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

ただ、先生御承知のとおり、農林年金と厚生年金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

○柴田(健)委員 どちらか一本にまとまらぬので金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

○内村(良)政府委員 その点は、農林年金の加入

資格といいますか、組合員資格との関係の問題でございますが、農林年金の対象団体は、農林年金の基本が、自主的に設立された非営利法人であつて、その直接または間接の構成員が農林漁業者であるかまたはその業務が農林漁業者の社会的、經濟的地位の向上をはかることを目的として設立されたもの、こうしたことでございまして、こう

ので、既存の職員との均衡を失しない形でやるよう十分指導をしてまいりたいというふうに考えておられます。

○柴田(健)委員 それから中央で九人引き継ぎをされるわけですが、保険協会のほうは、今までの中央の職員はどうですか、農業者の共済組合に入つておるんですか。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

現在 農業信用保険協会の職員は厚生年金に加入しております。

○柴田(健)委員 厚生年金に入つておる、一方、地方では農林年金に入つておるということがあります。このかみ合わせはどうするんですか。

○内村(良)政府委員 農業信用保険協会のほうに職員の方が参りますと、厚生年金に加入することになります。いままで農林年金に入つておるわけでござります。いままで通算退職年金の受給権が発生するわけでした。これまでの組合員期間がそこで不利になるということは形式的にはないわけでござります。

ただ、先生御承知のとおり、農林年金と厚生年金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

ただ、先生御承知のとおり、農林年金と厚生年金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

ただ、先生御承知のとおり、農林年金と厚生年金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

ただ、先生御承知のとおり、農林年金と厚生年金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

ただ、先生御承知のとおり、農林年金と厚生年金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

ただ、先生御承知のとおり、農林年金と厚生年金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

なるかと思います。

ただ、先生御承知のとおり、農林年金と厚生年金では給付の条件が多少違う点がござりますので、給付の内容は多少変わつてくるといふことに

農業関係あるいは漁業関係の仕事をしておりますが、まず第一に、同じく農業関係ある公的色彩の強い公庫、公団、基金等は除いておるわけでございます。そこで、農林年金の対象団体の資格といたしまして、私は設立が自主的な設立と申しますか、発起設立であるもの、それから役員の任命等につきまして、いわゆる農林大臣の承認とか認可とか、そういうふたつの行政手続がないものといふようなことで、現在の対象団体と、いうものが法律上明記されている、こういう形になつておるわけでござります。

そこで、農業信用保険協会でございますが、これにつきましては、設立は発起設立でございましょうが、役員の選任につきまして行政手続の認可といふものが、主務大臣の認可というものがかかるのでありますので、そういった面からかなり公的色彩が強いんだというところで、現在農林年金の対象団体になつていいということです。

○柴田(健)委員 農林省の一方的な解釈でそういうことになつておると思うのですが、いやしくも地方では農林年金に入れておる、中央では違うんだ、制度的に違うんだ、こういうことなんですね。それでは農業という名前をとつたらどうですか。東京都なんか、おる者は全部農業なんかしてないでしよう、ほんとうは、農業関係はない。ただ制度的に公團や公庫だ、そういう政府の主務大臣の影響力によってできた機関は農業団体としての中身が違うんで、基盤がどうあろうとも上だけは違うんだと、それであなた方は押し通すつもりか。そうすると、われわれはちよつと見解が違つてくるから、この保証制度の廃案についてもちよつと問題がある。信用保険協会に入ると、これは農業団体でないんだ。九人は農業団体から農業団体でない団体に入る。なぜそんな統合するのか、この点についての見解を一つ聞きたい。なぜ農業団体でないものが統合するんだ。

○内村(良)政府委員 農業団体であるかどうかと

いう問題でござりますが、ただいまのはいわゆる共済と申しますか年金と申しますか、社会保障の問題でございます。先生も御承知のとおり、現在の農林年金は、厚生年金に入っていた人たちが農林年金の共済組合をつくろうということで、昭和三十四年に厚生年金から分離してできた一つの制度でございます。そこで、そういった分離の際に、一体農林年金の対象団体をどうするかといふ問題が出たわけでございますが、その際、ただいま申し上げましたような振り分けをしたわけでございまして、決して農業信用保険協会が農業団体ではないということではなくて、共済年金と申しますか、社会保障上の扱いがそりなつているということをございます。

○柴田(健)委員 局長が結局説明を農業団体ではないような言い方をする。だから、そういうことになるのです。その問題はいずれあらためて論議しますが、とにかく九人は厚生年金になつて給付率もいろいろ違つてくる。その点の差が出てくる。そうすることにして、農林年金のときに論議しますが、とにかく九人は厚生年金になつて給付率もいろいろ違つてくる。その点の差が出てくる。すると、平等にこの身分を完全に保障したとは言えない。うそを言うことになるのですか。身分に関する事です。個人の身分に関する事で、身分に差が出てくるようなことをしておいて、差のないよう身分を保障いたしますと言つて、先ほど局長が答弁いたしましたが、どうですか、大臣、この点は。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○内村(良)政府委員 わよつと事務的な御答弁をさせたいだけます。

引き継ぎの職員は九名でござります。男子が五名、女子が四名でございます。そこで、それらの人々の具体的な状況を見てみると、三名については農林年金の退職年金の受給資格を得ております。したがいまして、この人たちにつきましては農林年金が出るわけでございます。他の一名の男の方につきましては、国家公務員共済による年金の受給資格を有する方でございまして、この男の五名のうち四名の男子の方については退職年金の

受給資格を持つておられる方でございます。そこで、問題は、残った男の方一名、それから女子の方でございますが、これらの方々につきまして、実際にいろいろ御論議をいたしたことになる問題でござりますが、四十八年の厚生年金の制度改正で、非常に給与の低い人につきましてはむしろ厚生年金のほうが有利だというようなことになつております。この点について今後いわゆる共済年金についてこれとの制度の調整をどうするかということは今後の大きな問題でございますが、そういった事情もござりますので、こういった若い女子の方々についてどちらが有利であるかといふとについては、なかなかここで一がいに農林年金が有利だということも言えないような問題がある。それから、この方々はまだお若いわけでござりますから、今後この方々が受給資格ができたときに、一体年金の構造がどうなつているかといふような問題も、厳密に言うと、あるわけでございまして、この段階でどっちが有利ということは、こういった若い女性の方々についてはなかなか議しがたい問題があるわけでございます。やや事務的な問題でござりますが、実態はそうなつております。

○二二%保証料を徴収しておりますが、従来の一般的の率は○二九%でございます。そこで、承継する短期資金及び利子補給のない中長期資金につきましては、当分の間保証料を徴収しないことといたします。利子補給につきましては、當分の間これを減免することにいたしまして、大体五年間にわたりまして漸次これを徴収していく、五年後に一般と同様の扱いにするということにしておりまして、また新規の短期資金の保証料はございまして、この保証料減免の財源に充てるために融資資金二億五千万円を保険協会に交付して、運用益で助成を行なうという、そういう優遇措置を講じてまいりたいということをございます。

○柴田(健)委員 一億五千万円の融資資金での運用益でまかなっていくといふのですが、これはある程度見通しがあるのですか。

○小沼政府委員 十分まかなつていける計算でございます。

○柴田(健)委員 終わります。

○佐々木委員長 美濃政市君。

○美濃委員 私が最後の質問でありますが、若干質問い合わせたいと思います。さらに、いろいろ質疑の中である程度明確になつておりますが、確認もいたしたいと思います。

まず第一に、私が見ておるところでは、今回の開拓農政を一般農政にするにあたつて、全國的にいはいろいろ条件は調べておりませんが、少なくとも開拓者のあり方及び北海道において私が見ておる範囲では、開拓者の平均と既存農家の平均の差は、入植条件のよろしい町、村、例を私どもの村で申しますと、私のところの村の開拓地はもととんどりあります。そこが戦時中陸軍飛行隊の演習場で買収され、戦後そこが払い下げになつて入植された。ですから、条件は一番いいところです。そういう条件のところへ入植した者といわゆる山間僻地、その当時まだ一回も畑になつていないこと

ろ、開墾されていないところに入植させられたのですから、この条件はものすごい差があるわけです。でありますから、そういうきわめて条件のいいところへ入った開拓農家で大体一〇%程度はまだ格差がある、構造的にも、あるいはまた、二十年ちょっとでありますから、入植当時からの負債条件、それから經營規模条件、こういうものを比較いたしまして、最も条件のいいところで一〇%の格差がある、開拓者のほうが弱い。それから、先ほど申し上げました劣悪な条件の地域へ入ったところは、最も悪いところはその町なり村なりの農家の総平均に比べて五〇%くらい弱いところがあります。まだその力が半分くらいにしか達していない、総平均して二〇%ないし二五%開拓農家の経済能力は弱いと私は見ております。これは間違ないと私は自信を持って見ておるわけですが、その格差をもつて一般農政に移行しようというのでありますから、けさほども開拓の代表者からいろいろ意見の開陳がございましたが、やはりそこに不安があるわけです。

少なくともいまの時代から見て、いつまでも開拓政策が独立しておることもどうかと思うので、やむを得ない。一般農政に移行するから、そのことは抗しきれないがということだと思うのであります、が、賛成はしていないと思うのです。抗しきれないが、少なくともこれだけの条件は満たしてもらわなければならぬ、これはけさの参考人の御意見だったと思うのです。主として今までの質問はこの条件をめぐっての質疑であつたと思うのです。今度あらためて政府としてこの条件をどこまで満たそうとお考えになつておるか、また条件は、大体九項目の条件がついておるわけです。が、この九項目についてどこまできちんと承知して、そしていろいろ質疑の中でも応答はかわされておりますけれども、最終の締めくくりとして、明快に、この条件についてはどうする、こういうひとつ御見解がほしいわけです。

○櫻内國務大臣　たいへん恐縮なんですが、団体の要望あるいはきょう予定されておる決議による

要望、九項目というのと、どの分に該当するのか、ちょっとと、私、見当つきかねるのであります。が、御質問の中の一般農家と開拓農家とにまだ非常に差があるという点については、農家所得として見た場合に、開拓農家が収入百三十三万円、一般農家百五十三万円と大きく差があるのでござりますが、農業所得だけで考えて、いはば、一般が四十七万円、開拓農家のほうが九十五万円ということになります。

そこで、言うまでもないことですが、一般農政に移行するためには、御承知のよろ各種の従来施策を講じてしまいまして、第二次開拓營農振興対策の中で振興対策の対象とすべき開拓農家、それから最も悪条件の中につきて、そういう施策をやつてもどうでいどうにもならないという場合を第三類対策として離農助成をいたしました。それから負債の問題については、たびたびお答えを申し上げたような償還条件の緩和等の措置を講じて、そして大体準備のできたところで、ここで一般農政へ切りかえよう。こうしたことござりますから、開拓農家が非常な悪条件の中で今日を築かれた、そのことについては十分了解をして、そしていま申し上げたような施策をとりつづけ、農政へ移行するということで、御理解をちょうだいいたしたいと思います。

なお、一般農政のはうへ移行いたしましても、たとえばこれからの所要の資金について事を欠かないよう、また一般の農政の中の各種の施策に加えまして、開拓農家の農道であるとか飲食用水の問題であるとかあるいは未開発地の開発といふようなことを講じていこうという次第でござりますから、これらの諸点を御理解を賜わりたいと思ひます。

なお、九項目につきましては、後ほどさらにお質問に応じてお答えを申し上げたいと思ひます。

一つは、開拓融資保証法の廃止についての場合の開拓者に対する資金融通の円滑化ということをございました。その際に、第一点は、統合後も短期資金に対する保証の円滑化が引き続き確保されるよう必要が出ております。これにつきましては、そのように措置をいたす考え方で整備をしておりまして、御承知のように、信用保証の法案がいま提案されておりますが、それに引き継がれるということになるわけでござります。

それから二番目に、大口の専業農家の資金需要が開拓の場合には多いわけでございまして、これについては保証措置も十分講じ得るようになつてまいりたいということで、従来のルートを通じながら進めていくという考え方をとつております。

また、中金が直接の原資機関になつておりますから、従来の資金ルート等については大体変わらなく進められるというふうに御理解いただきたいわけでございます。

それから四番目に、保険協会等に関係の職員、役員を参加させる。職員につきましては大体原則として全員引き継ぐ、そういうたてまえでござります。個別の事情がいろいろあるようでございますが、大体円滑に引き継ぎができるというふうに考えております。役員につきましては、いろいろ御議論がございましたが、十分開拓関係の事情に精通している方がやはり実質的に審査にも参加しなければいけないであろうということでございまして、この点については、中央の段階、また県段階での個別の事態に即して十分な処置をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、審査業務につきまして、開拓の關係の部課の設置ということをございまして、これについては、中央の段階については午前中に参考人がお答え申し上げましたとおりでございます。地方では非常に小さな規模でございますから、必

それから、職員の待遇の問題でございますが、これについても段階的配慮をし、現在の保険協会の者とつり合いがとれないようなどでは困りますので、その点は均衡のとれるようにはかつてまいりたいということございます。

開拓地の基盤整備でござります。道路補修事業それから飲食用水については、全国で道路補修等は七百カ所というふうな希望が出されておりますが、現在五ヵ年計画が進めておりますので、その線で実施しながら、情勢を見てまた措置を考えてまいりたい、かように考えております。

それから、開拓地の登記の促進の問題でござります。これにつきましては、登記促進の補助金を計上して進めておりますが、もう一步、私ども法務省と相談をいたしまして、都道府県知事なりあるいは農業委員会から申達があれば登記所で職権登記できる、そういう道を開いたらどうかということで、現在協議をしているところでござります。

○美濃委員 御説明を聞いておって、まだもう少し明確にしもらいたいと思うのですが、第一の短期融資の確保ですね。これは一般農政に移行すると選別融資という線が強くなってくるわけですね。いまの開拓農協を除いた、いわゆる県農信連を中心とする金融の流れも選別融資がきつくなてくる。しかし、先ほど申し上げたように、まだ格差があります。特に劣悪条件地帯の融資、これはもう少し振興融資を統合ねど、たとえば短期融資であつても、いま選別融資の体系でそろばんをはじめると、營農資金もなかなか簡単に貸せぬのではないか、こういう問題が出てくるわけですね。しかし、私どもが見ておるのは、やはりそれがなりの理由もあり、營農を継続する以上、營農資金を出して、もう少し長い目で、特に入植条件が劣悪条件で入つておる開拓者には、本人が營農希望を捨てない限りまだ資金のところが要るわ

けです。それを一般融資の選別融資の線で測定すれば、短期資金といえども問題が起きないとは言えないわけです。それでは困るわけですから、そこは振興融資をまだしばらく続ける、ここをひとつ明確にしておいてもらわねばならぬ。円滑化をはかりましたと言ふ。円滑化はわかるのですよ。それをまず開拓者の皆さんに心配しておると思つたのです。それは一般農政というと選別融資がきつくなつてきますから、それではちょっと困る地帯があるわけです。それは何も開拓者御当人が甘えておるわけでもなし、いわゆる条件の悪いところへ入つていままで二十年間苦労をしてきておるわけでありますから、それでもまだ選別融資の線には乗れない、しかし、経営は逐次よくなつてきていますから、そこはやはり振興融資的な措置がまだしばらく必要である、こう思ひます。そこをもうちょっとと明確にしておいてもらいたいと思つます。

○小沼政府委員　たいへん適切な御指摘であります。先ほども申しましたように、開拓連、開拓農協の線でいく開拓農家と、それから開拓農協が解散をして、一般農家と同じ総合農協に入つていくという場合と、二通りあろうかと思うのです。開拓農協が残つて、中金、開連、開拓農協、開拓農家というラインにつながるものについては、大体從来と同じやり方で融資がされるということになるから問題はないと思うのです。

一般の総合農協に入つていくといふ開拓農家の場合には、いま御指摘の選別といふ問題もあるいは生ずるかと思います。ただ、これにつきましては、開拓の農政が全部なくなつちやつたといふわけではございませんで、その地域での営農の状況なりを見ながら適切な指導が要ると思いますし、やはりその事態に応じた融資を考えてやらなければいけないということで、一般的に選別をして借りにくくなるというふうなことはされてはならないと思いますので、これについては十分指導をして、また信用機関とも協議をしてまいらなければ

○美濃委員 資金ルートの流れは、開拓農協で存続するものには変わらない、こう御説明があつたのですが、近代化資金の中金ルートの継続、それからいま行なわれておる特別利子の適用、これは当面継続すると解釈して間違いございませんね。

ふえるわけでござりますし、その審査等も必要でござりますので、私見でござりますけれども、むろ役員の数をいまの御指摘のようにふやしていくというふうな指導のほうがいいのじゃないかと、いうふうに考えておりますが、よく相談をしまして、いまの線を考慮に入れて具体的に考えてまい

○小沼政府委員 職員の身分安定の問題でもござりますので、できるだけ早く話をまとめていたいといふふうに考えております。

○美濃委員 じゃ、この項は、そのお話をどのようにできるだけ早く決定してもらいたいと思います。

○小沼政府委員 そのとおりでござります。
○美濃委員 それでは次に、統合機関に対する、特に保証協会その他の統合機関に対する役員の選任の問題についてもう一步前進をしてもらいたいと思いますが、これは私は農業団体系統ですから中身を覚えておりますが、大体の県が役員は、選考委員じゃなくて、選考委員をあげて選任制をとっているわけです。ですから、現定数の中へ割り認めと言つたら、おののなわ張りがありまして、北海道であれば理事長は道府から出すとか、それから、いま開拓と二つになつておりますから、農協の代表が何名とか統合農協の代表が何名とか、こういうふうになつてなわ張りがありますから、現定数の中へ今度統合するんだから一名入れると、やはりなわ張りがあつて役員選考がうとうといふかねわけです。ですから、農林省としては、今回の統合で事業分量がふえるんだから、役員定数を一名なり二名ふやしなさい。そして、統合して事業量もふえてくるし、特殊要件もあるんだから、当面開拓代表をその中へ入れて運用していくけれども、当面この統合にあたつてはそういう措置をとつてもらいたい。とれと命令するわけにもいかぬでしようが、団体というものはわりかた農林省の言ふことはよく聞きますから、はい、わかりましたといふことになるのです。そこまで突っ込んで指導してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○美濃委員 次に、職員の引き継ぎ問題ですが、これはだいぶ前に、もうこの法案が出るということがわかつておりましたから、私は特に局長さんに、この法案審議に入るまでに引き継ぎのめどをつけてもらいたい、このようにお願ひしておいたのですが、現時点で職員のいる該当県なり地方なり、全部きちっと話がつきましたか、それとも、どこまで話がついたか。

○小沼政府委員 職員の現状でござりますけれども、引き継ぎの見込みで、現在職員全部合わせまして地方保証協会三十九名、男が十八名、女が二十一名でございますが、四十八年五月二十二日現在までの状況を申し上げますと、引き継ぐ者二十二名でございます。男十一名、女十一名でござります。それから六十歳以上でこの機会に自発的に退職するという者が三名ございます。これは男が二名でございます。それから結婚その他の理由で自発的に退職する者が四名ございまして、これは男が一 名、女が三名でございます。それから県が責任を負ふとして、他に就職をあっせんする者という方が七名ございまして、これは男一名、女六名、それから現在なお県において協議中の者といふのが三名ございますが、これは男二名、女一名でござります。

以上が地方でございまして、中央の保証協会の職員は九名おりまして、男四名、女五名でござりますが、これにつきましても、保険協会と協議して、中でございまして、その引き継ぎは円滑に行なわれる見込みでございまして、これについては午前中に参考人からもお答えがあつたとおりでござります。

これはもうすいぶん開拓制度の中で苦労した人で
すから、不幸にすることは私どもとしてはできま
せんし、できるだけ早く、もう大半が話し合ひが
できたようではありますから、ここで約束したこと
が実行してなければ、もつと進まなければ採決で
きないという問題も出てきますが、ここまで来て
おれば、一応努力したあとは了解します。しかし、
残った問題は、法律が通ったからもういいんだと
いうことはなくて、誠意を持って短い期間で指
導、処理をしてもらいたい。
それから次に、開拓道路の総仕上げの問題です
が、いまの七百カ所、五カ年計画と言つておるが、
これは総体計画は、一応七百カ所なら七百カ所、
五カ年として、七百カ所の総延長は何ぼなのか、

○小沼政府委員 五カ年計画で私どものほうでは
四十六年から五十年まで二百三十六億円を予定
しておりますが、その中身は、道路補修は、大規
模の国営それから國営代行地区は補修の延長が千
五百メートル以上、その他の地区は五百メートル
以上で、五カ年計画の実施地区数は三百四十一地
区でございます。補修の延長千五百八十三キロ
メートルということになつております。

それから、飲糞用水施設補修は、受益農戸数
が二十戸以上地区的五カ年計画の実施地区は二
百四十六地区といふことになつております。
団体のほうの要望も承知しておりますが、一応
これでやつてしまいまして、またさらに足りない
といふふなことがありますれば、その点につい

以上が地方でございまして、中央の保証協会の職員は九名おりまして、男四名、女五名ござりますが、これにつきましては、保険協会と協議中でございまして、その引き継ぎは円滑に行なわれる見込みでございまして、これについては午前中に参考人からもお答えがあつたとおりでござります。

○美濃委員 その協議中は、いつごろまでの見込

区でございます。補修の延長千五百八十三キロメートルということになつております。

それから、飲雑用水施設補修は、受益農家戸数が二十戸以上の地区で五ヵ年計画の実施地区は二百四十六地区といふことになつております。

団体のほうの要望も承知しておりますが、一応これまでまいりまして、またさらに足りないといふふうなことがありますれば、その点につい

ではよく考へて前向きに対処をしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○美濃委員 その七百カ所というのは、各県から希望のあつた地区ですね。

○小沼政府委員 団体から七百という要望が出ておりますが、その中身については私どもは承知しております。

○美濃委員 それに対して、いまお話をございましたように、三百四十二、それから二百四十六といふのは、個所として考えてよろしいですか。

○小沼政府委員 開拓の地区数でございます。個所と同じようなものでござりますが、地区数でございます。

○美濃委員 団營の長い延長のものもありますから、地元から要請があつた七百カ所がこの地区数の中へ、たとえば要求するときには七百だつたけれども、何カ所か統合されて入つておるのかどうか、そういう経過はわかりませんか。表面から見ると七百カ所の要求に対し五百八十八しか満たされないから、まだあと残つておるということになります。この関係はどうなりますか。

○小沼政府委員 団体のほうのその七百カ所といふのがどういう積算でされたかどうもわからぬのでございますが、おそらくこの中のものもある程度入つておると思うのでござりますけれども、その突き合わせをするだけのデータが要望にはついておりませんので、ちょっと比べようがないのをございます。

○美濃委員 これはやはりいまの時点ですから、五年間やつて残ればまたやるというのではなくておる地区としてはちよつと困ると思うのですね。この関係をもう少し明確に調べる方法はございませんか。農林省のほうで、七百といふのはどうなのか。五カ年計画をもう少しこれを拡大して、五カ年間で、大体七百といふ個所の要求があつたものの中で、率直に申し上げて、検討した結果、これはひとつがまんしてくれといふところも多少出るかもしません、しか

し、やるところは五カ年間の中であとで落つこちたということがないよう、落つこちたが必要があればまだやりますといふんじやなくして、五年やれば七百の申請があつたところで理由のあるところは全部やりました、こうなりませんか。そういふにできませんか。

○小沼政府委員 この点につきまして、団体のはうの七百の御要望の点は、もう一度よくその中身を、どういうふうな積み上げであるのか伺つてみて、私のほうとの突き合わせをいたしてみたいと思います。それによりましてどういう措置を講じたらいかもまた相談をしたい、かように考えます。

○美濃委員 いませつから突き合わせをしてみたといふ局長のことば、これは大臣もお聞きになつておるのでですが、どうでしようか、大臣。いま局長が言われたように、これは早急に突き合わせをして、一応五カ年計画を立てるとき財政当局との折衝もたいてんだらうけれども、突き合わせをしてみて、どうしてもやらなければならぬところが五カ年計画から落ちておるようであれば、事業量をふやして五年間で総仕上げをする、こうしてもらいたいと思うのですが、大臣、どうですか。

○櫻内國務大臣 ただいま局長から団体側の要望をよく突き合わせてみると、こうお答えを申し上げておるのでございまして、なお、いま私どものほう

当数北海道が未登記の状態であるということござります。

○美濃委員 その原因につきましてはいろいろあらうかと思

います。所有者の相続関係の問題だとか、いろいろな事情が入つてのことであろうと思ひます。ま

た大量に事務を処理するというふうなことで生じたものもあるらうかと思ひます。過去のことは別

といたしまして、やはりこれは早く処理をしなければいけないということで、実は四十八年から三

カ年計画で登記を何とか完了させたいといふうに考えております。

ただ、それと同時に、この開拓地が地目が山林原野というふうなことになりますと、不法な転売等が、現況農地でありながら地目がそうなつておりますために、買われるというふうな事態もござりますために、都道府県知事なり農業委員会が現地を調査して地目変更に必要な事項を登記所に通知しますと、登記官が職権でこの地目を変更することができるようになります。そういうことを法務省といま相談をしているわけでござります。いずれにしても開拓農家のためにわれわれとして、十分善処してまいりたいと思ひます。

○美濃委員 もう一つ残つております。どうして

登記がこんなにおくれたのですか。これは少し行政の怠慢だと思うのですね。もう処分して、それぞれ成功検査も二十数年たつた今日ではみな終わっていると思うのです。これは行政の怠慢、特に農林省、もとは農地局いまは構造改善局の怠慢が多いのではないかと思うのです。分筆ができるおらぬとか、どうなつておらぬとかというのは理屈であつて、そういうものを処理しなければならないでしよう。まだどうだこうだと言つておるが、私はほのと突き合わせをいたしてみたいと思ひます。それによりましてどういう措置を講じたらいかもまた相談をしたい、かように考えます。

○小沼政府委員 開拓地について未墾地関係の登記が、地目変更等がなされてないということが多いのではないかと思うのです。分筆ができるおらぬとかといふおらぬとか、どうなつておらぬとかというのは理屈であつて、そういうものも必要になつてくると思うのです。この要請事項の九つの中にも、大型資金需要といふ、需要に対する保証限度の設定という問題が出てきておりますが、こういうことを行なうようにありますと、受信力の関係から土地所有権といふものが信用の裏づけとして必要になるわけです。われわれはたいして必要ないと思うけれども、金融機関はそれを求めるわけです。それがなければ貸すとか貸さぬとか言い出すわけです。金融機関というのはおもしろいもので、どうしても信用の裏づけというのを求めてくるわけです。そういう場合の措置は十分に手を打てますか。登記が終わるまでの暫定的な手の打ち方ですね、これで講じておいてもらわなければならぬ。

○小沼政府委員 構造改善事業とかいろいろな事業で融資を受けるという場合にも、その信用担保力等が問題になるわけでござりますから、その場合に、地目が山林の場合と農地ではだいぶ違つてくるということになります。現況農地でありながら地目が山林といふ場合には、やはり信用機関としては、一応完全な農地、地目が農地になつてゐる場合は多少違つかもしません。

そういうことで、実際そういう事情が出てきた場合に、やはりそういうものについてはできるだけ早く登記記するということを進めたほうがいいだろうということでござります。御指摘のように、近く登記します、見込みであるというふうな行き方もあるらうかと思いますが、私どもは、やはり健全な登記をして、そして借用力をつけるというふうなことを急ぐ場合には、そういうものを優先して扱うということをひとつ考えていただきたいといふふうに思つております。

○美濃委員 次に、けさほども参考の方との間

に質疑がございましたが、転用に対する——この場合は開拓地だけではなく、開拓地以外も含めてありますけれども、特に開拓地にも関係があるわけであります。転用の基準に対する的確な措置をいまどつていかなれば、たとえば、基準はあつても、私どもからいと、農林省の農地法に対する監督が非常にゆるんでおる。これは地域に起きておる問題ですから、ここで引き合いに出してそれをどうだこうだと、時間の関係もあるし質問はいたしません。しかし、御存じのように、新聞その他で、すでに農林省には報告が入っておると思いますが、北海道において、苫小牧の港の工業用地をめぐつて司直が手を入れております。もう一つは、どこか日高のほうで手を入れております。農林省なり県なりの告発に基づくものであるのか。起きておる内容については地域問題ですか見かねて司法権を発動してきたといふんではあります。農林省の面目はどうにあるかと私は言いたいのです。告訴に基づくものであるか、それとも、見るに見かねて警察権が、司法権が動いてきたのか、どういうべきになりますか。

○櫻内国務大臣 司法当局が摘発をしておる場合もござりまするが、実は私としては、農地の転用規制については原則があると思うのですね。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

優良農地を確保し、農業経営の安定と農業生産の維持、増大をはかるために適正な運用につとめる、したがつて土地の投機的取得や無秩序な開発については、農地法を厳正に施行する、こういうことで臨んできてるわけござりまするが、なかなか實際上にはそれが把握しきれる。よいよ問題になつたときにはすでに金銭の授受が行なわれておる、あるいは仮登記などのことによつてわかるといふようなことありますから、そこで、私としては早期に情報を把握する以外にない

場合に質疑がございましたが、転用に対する——この場合は開拓地だけではなく、開拓地以外も含めてありますけれども、特に開拓地にも関係があるわけであります。転用の基準に対する的確な措置をいまどつていかなれば、たとえば、基準はあつても、私どもからいと、農林省の農地法に対する監督が非常にゆるんでおる。これは地域に起きておる問題ですから、ここで引き合いに出してそれをどうだこうだと、時間の関係もあるし質問はいたしません。しかし、御存じのように、新聞その他で、すでに農林省には報告が入っておると思いますが、北海道において、苫小牧の港の工業用地をめぐつて司直が手を入れております。もう一つは、どこか日高のほうで手を入れております。農林省なり県なりの告発に基づくものであるのか。起きておる内容については地域問題ですか見かねて司法権を発動してきたといふんではあります。農林省の面目はどうにあるかと私は言いたいのです。告訴に基づくものであるか、それとも、見るに見かねて警察権が、司法権が動いてきたのか、どういうべきになりますか。

○櫻内国務大臣 司法当局が摘発をしておる場合もござりまするが、実は私としては、農地の転用規制については原則があると思うのですね。

なお、農地法違反に対する是正のための勧告その他指導を積極的に行なうとか、あるいは農用地または農用地開拓地の確保のために農地保有合理化法人による土地買入を積極的に行なうとか、農業振興地域の指定及び農用地区域の設定を促進して、農用地を計画的に確保するというようなことも行ないつつある次第でござります。

○美濃委員 ちょっと私、農林大臣の話を聞いておつて、転用の許可が出たときにはおそいといふ解釈がわからぬのです。それは情報収集といつても、やはり農民も具体的に農地法の理解をしていない者もおる。手金が入つて売買契約ができる段階、たとえば農地法で、転用じゃなくて、三条の許可であつても、契約が前提になつて申請が出来るわけです。契約のない申請が起こるなどということはあり得ないことである。ですから、農地法三條の許可についても、契約した段階では法違反じゃないでしょ。その契約に基づいて三条の許可が起つて、五条の転用申請が起きる。それを審査して法違反であれば、これはだめですといって従つて告訴すればいいんじやないか。そうして秩序を守らなければ、転用申請が起きたときにはおいやだという大臣の解釈は私にはわかりません。

次に、これは調査をしてもらいたいと思うことあります。市会議員の人も来ておりましたり、市会議員の人も来ておる方から話を聞いただけでありますから、多少中身は違うかもしれません。そろ大きくなつて思つたがつて土地の投機的取得や無秩序な開発についても、農地法を厳正に施行する、こういうことはありますから、それが把握しきれる。よいよ問題になつたときにはすでに金銭の授受が行なわれておる、あるいは仮登記などのことによつてわかるといふようなことありますから、そこ

で、私は軽井沢に調査をしました。これは私の任意調査であります。

これは開拓地であります。軽井沢の開拓農民の持つておる開拓地を県の企業局が買取して、それを別荘地、宅地に転用して処分した。これは正当な手続を経ておると思うであります。が、現地は

府県、市町村による情報収集をつとめてやつてもうおうということで通達をいたしまして、現在そういうことによつて未然に農地の不当な買い占めを防ぐ。当然言うまでもなく転用の許可願いが出てくるのであります。しかし、そのときにはもうおそいといふ事態なんですから、そこで、情報収集を徹底するということで現在対処をしておる

わけであります。

○櫻内国務大臣 監督行政の上から、また農地転用の許可を与えるか与えないかという法律の規定に従う上からいえばそれはお話しのとおりで、また私どもはそれを厳正にやつておるのでございま

すが、ただ、現実に金銭が動いたということでありますから、これは法の解釈とかそれから權限とかじやなくて、現実の問題を私は若干申し上げたのでござります。ですから、美濃委員のおっしゃるとおりのことを、もとより私どもはそれをやり、またそれによつて起つて起つて問題問題で処理すべきだとは思います。

○美濃委員 そこをやはり市町村農業委員会をさ

らに指導強化をするなりして、未然にそういうこ

とができるないようにすることも一つの方法です。

それからまた、そういうことをしようという場合

に、農業委員会があるわけですから、すぐ相談を

して事前審査を受けるとか、そういうことを徹底

しなければならぬと思います。

おそらくこの開拓者の買収の間には、開拓者は負債も多いですから、開拓者資金なんか、やめた

時点で土地代金で払えなければ、あとから働いて

でも払うなどという条件を付せるわけですから、十分借金も払えないような状態で県が取得したの

じゃないか。これは率直に申し上げて、土地会社がしたのであれば言えぬけれども、いやしくも県

であります。片や弱い開拓者の農地を買収して、

短期限、一年か一年半くらいの、買収してから

売つてしまつまでの期間は全く短い期間で、二億

の利益をあげておる。そういう金で県の福祉をは

からなくたつて、もう少しやりようがあると思ら

のですね。

ですから、それは事実かどうか。事実とすれ

ば、開拓者の売つた条件や立場が、まだ開拓者資

金あたりが土地を売つた金で払えぬで残つてお

るといふことがあります。二億も黒字があれば、県は

もつと開拓者のめんどうを見るべきだ。もう宅地

に処分しておりますから、それは法的な手続は終

わつておりますから、それがいいとか悪いとかと

いうのじやなくて、どうもちよつとおかしいじや

ないか。長野県ともあろう県が、長野県企業局で

わつておりますから、それは不許可となるわけですから、いやしくも弱い開拓者から土地を買ひ

取つて、特にたいした造成もしないで別荘地に

売つた。そうしてその地目もちよつとおかしいの

て、さよなら決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 次回は明六日、水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

昭和四十八年六月十一日印刷

昭和四十八年六月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

B